

第2次磐田市環境基本計画後期計画 新旧対照表

2023(令和5)年3月 磐田市

第2次磐田市環境基本計画後期計画 新旧対照表

赤字部分:変更箇所

| 変更前(前期計画) | 変更後(後期計画案) |
|--|---|
| 第2次磐田市環境基本計画 【2018年度～2027年度(平成30年度から平成39年度まで)】 2018年(平成30年)3月 磐田市 | 第2次磐田市環境基本計画後期計画 【2023(令和5)年度～2027(令和9)年度】 2023年(令和5年)3月 磐田市 |

| 変更前(前期計画) | 変更後(後期計画案) |
|---|--|
| 目次 <div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第1章 計画の基本的事項 </div> 1 策定の趣旨…………… 1 2 計画の位置づけ…………… 1 3 計画の策定方針…………… 2 4 計画策定の背景…………… 2 5 計画の構成…………… 4 <div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第2章 本市の現状と施策の方向性 </div> 1 磐田市の概況…………… 6 2 施策の方向性…………… 8 <div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第3章 計画の目標 </div> 1 望ましい環境像 …………… 9 2 基本方針 …………… 10 3 計画の体系…………… 11 | 目次 <div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第1章 計画の基本的事項 </div> 1 策定の趣旨…………… 2 2 計画の位置づけ…………… 2 3 計画の策定方針…………… 3 4 計画策定の背景…………… 4 5 計画の構成…………… 5 <div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第2章 本市の現状と施策の方向性 </div> 1 市の概況…………… 8 2 気候・気象…………… 10 3 気候変動の影響…………… 12 4 施策の方向性…………… 14 <div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第3章 望ましい環境像と計画の体系 </div> 1 望ましい環境像 …………… 17 2 計画の体系…………… 18 |

| 変更前(前期計画) | 変更後(後期計画案) |
|---|---|
| <p>第4章 目標達成に向けた施策</p> <p>1 基本方針1 暮らしやすさが実感できる環境をつくります……………12</p> <p>2 基本方針2 豊かな自然環境を守ります……………14</p> <p>3 基本方針3 自然・歴史文化とふれあう機会をつくります……………16</p> <p>4 基本方針4 3Rの取組みや環境にやさしい消費行動を推進します……18</p> <p>5 基本方針5 地球温暖化対策に取り組みます……………20</p> <p>6 基本方針6 環境教育を推進します……………24</p> | <p>第4章 望ましい環境像の実現に向けた施策</p> <p>1 基本方針1 暮らしやすさが実感できる環境をつくります…………… 22</p> <p>2 基本方針2 豊かな自然環境を守ります……………24</p> <p>3 基本方針3 自然・歴史文化とふれあう機会をつくります……………26</p> <p>4 基本方針4 3Rの取組みや環境にやさしい消費行動を推進します……28</p> <p>5 基本方針5 地球温暖化対策に取り組みます……………20</p> <p>5 基本方針5 環境教育を推進します……………30</p> |
| <p>第5章 計画の推進方法</p> <p>1 推進体制…………… 27</p> <p>2 進行管理…………… 28</p> | <p>第5章 地球温暖化対策(磐田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)) (磐田市気候変動適応計画)</p> <p>1 地球温暖化対策の概要……………34</p> <p>2 温室効果ガス排出の現状……………37</p> <p>3 温室効果ガス排出量の将来予測……………40</p> <p>4 温室効果ガス排出量の削減目標……………42</p> <p>5 地球温暖化対策に取り組みます(基本方針6)……………43</p> |
| <p>資料編</p> <p>資料1 条例・規程……………31</p> <p>資料2 磐田市環境市民会議委員名簿……………36</p> <p>資料3 策定経過…………… 36</p> <p>資料4 用語解説……………37</p> | <p>第6章 計画の推進方法</p> <p>1 推進体制……………52</p> <p>2 進行管理……………53</p> <p>資料編</p> <p>資料1 条例・規程</p> <p>資料2 磐田市環境市民会議委員名簿</p> <p>資料3 算定経過</p> <p>資料4 温室効果ガス排出量の推計に係る各種データ</p> <p>資料5 用語解説</p> |

| 変更前(前期計画) | 変更後(後期計画案) |
|--|---|
| <p data-bbox="152 188 533 228">第1章 計画の基本的事項</p> <p data-bbox="174 272 398 308">1 策定の趣旨</p> <p data-bbox="107 331 1099 651"> 磐田市環境基本計画は、磐田市環境基本条例第7条に基づいて策定するものです。2008年(平成20年)3月に策定した「磐田市環境基本計画(第1次環境基本計画)」は、2018年(平成30年)3月末をもって計画期間を満了します。この間、国や県の動向、本市の総合計画をはじめとした諸計画との整合を踏まえつつ、計画後期(2013年度(平成25年度)~2017年度(平成29年度))に向けて計画内容の見直しを行い、「磐田市環境基本計画(後期基本計画)」を策定し、各分野の諸施策を進めてきました。 </p> <p data-bbox="107 671 1099 895"> 本市は引き続き、豊かな自然環境を将来の世代まで継承するとともに、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築や暮らしやすさが実感できるまちづくりを推進していきます。これらの実現のための基本方針や、市・市民・事業者の具体的な取組みなどの推進方法を明らかにするため、「第2次磐田市環境基本計画(第2次環境基本計画)」を策定します。 </p> <p data-bbox="174 967 456 1002">2 計画の位置づけ</p> <p data-bbox="107 1026 1099 1153"> 本計画は、磐田市環境基本条例に基づくと同時に、「第2次磐田市総合計画」を環境面から補完する「環境の総合計画」という2つの側面を持ちます。また、その他関連計画と整合を図り、国や県の環境基本計画とも連携した計画と位置づけます。 </p> <p data-bbox="107 1169 1099 1249"> また、地球温暖化対策実行計画(事務事業編)等の環境関連個別計画は、環境基本計画の考え方にに基づき実施されます。 </p> | <p data-bbox="1173 188 1554 228">第1章 計画の基本的事項</p> <p data-bbox="1196 272 1420 308">1 策定の趣旨</p> <p data-bbox="1128 331 2143 603"> 本市は、磐田市環境基本条例に基づき2017(平成29)年度に「第2次磐田市環境基本計画」を策定し、豊かな自然環境を将来の世代まで継承するとともに、環境の負荷の少ない持続可能な社会の構築や暮らしやすさが実感できるまちづくりを推進しています。また2021(令和3)年6月に国のパリ協定の実現に向けたカーボンニュートラル宣言を踏まえて、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティを表明しました。 </p> <p data-bbox="1128 624 2143 799"> こうした中、「第2次磐田市環境基本計画」の前期の期間が2022(令和4)年度をもって終了することから、本市を取り巻く社会情勢の変化を鑑み、新たに脱炭素社会の実現を目指す視点を加えた「第2次磐田市環境基本計画後期計画」(以下「本計画」)を「第2次磐田市総合計画後期計画」などの諸計画と整合を図りつつ、策定します。 </p> <p data-bbox="1196 967 1478 1002">2 計画の位置づけ</p> <p data-bbox="1128 1026 2143 1153"> 本計画は、磐田市環境基本条例に基づくと同時に、「第2次磐田市総合計画後期計画」を環境面から補完する「環境の総合計画」という2つの側面を持ちます。また、その他関連計画と整合を図り、国や県の環境基本計画とも連携した計画と位置づけます。 </p> <p data-bbox="1128 1169 2143 1297"> なお、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)や気候変動適応法に基づく気候変動適応計画を内包します。《「第2次磐田市環境基本計画の位置づけ」図は計画案2ページ参照》 </p> |

| 変更前(前期計画) | 変更後(後期計画案) |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">3 計画の策定方針</p> <p>第2次環境基本計画は、以下の方針に基づいて策定します。</p> <p>◆ <u>総合計画や関連計画を反映し、実効性のある計画づくり</u></p> <p>第2次環境基本計画は、第2次総合計画を環境面から補完するための計画であるとともに、環境関連個別計画の上位計画として位置づけられます。これら関連計画との整合を図った上で、環境指標を設定し、進捗管理を行い実効性のある計画とします。</p> <p>◆ <u>これまでの取組みの評価及び環境や社会情勢の変化に対応した計画づくり</u></p> <p>第1次環境基本計画の進捗状況を踏まえ、取り巻く環境や社会情勢に対応した取組みを盛り込んだ計画とします。</p> <p>◆ <u>磐田の特色を取り入れた計画づくり</u></p> <p>本市の魅力を高め、活力を引き出せるよう、磐田の特色を取り入れた計画とします。</p> <p>◆ <u>環境教育・環境学習に対する取組みを推進した計画づくり</u></p> <p>持続可能な循環型社会の実現のためには、環境に配慮した取組みを実践する人材の育成が重要です。特に子どもたちへの環境教育や環境学習への取組みを推進していきます。</p> <p>◆ <u>シンプルで分かりやすい計画づくり</u></p> <p>第2次環境基本計画の策定に当たっては、本市の環境における将来像を市・市民・事業者が共有できるよう、分かりやすい計画とします。</p> | <p style="text-align: center;">3 計画の策定方針</p> <p>第2次環境基本計画は、以下の方針に基づいて策定します。</p> <p>◆ <u>総合計画や関連計画を反映し、実効性のある計画づくり</u></p> <p>本計画は、「第2次総合計画後期計画」を環境面から補完する計画であるとともに、環境に関連する個別計画の上位計画として位置づけることから、関連計画と整合を図った環境指標を設定する中で、適正に進捗管理を行い実効性のある計画とします。</p> <p>◆ <u>これまでの取組みの評価及び環境や社会情勢の変化に対応した計画づくり</u></p> <p>「第2次環境基本計画前期計画」の進捗を踏まえた中で、取り巻く環境や社会情勢の変化に対応した取組みを盛り込んだ計画とします。</p> <p>◆ <u>磐田の特色を取り入れた計画づくり</u></p> <p>本市の魅力を高めるとともに計画的な進捗を図るため、磐田の特色を取り入れた計画とします。</p> <p>◆ <u>環境教育・環境学習に対する取組みを推進した計画づくり</u></p> <p>環境に配慮した取組みを実践する人材を育成する計画とします。特に子どもたちの環境教育や環境学習を推進していきます。</p> <p>◆ <u>シンプルで分かりやすい計画づくり</u></p> <p>環境における将来像を市・市民・事業者が共有できるように、読みやすく理解しやすい表現を心掛けた計画とします。</p> <p>◆ <u>SDGsとの関連を明らかにした計画づくり</u></p> <p>SDGs(Sustainable Development Goals)は、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指す世界共通の行動目標で、2030(令和12)年を年限とする17のゴールと169のターゲットから構成されます。</p> <p>磐田市の環境施策は、SDGsと方向性を同じくすることから、それぞれの基本方針に関連するSDGs目標を明らかにした計画とします。</p> <p style="text-align: center;">《「SDGsポスター 17のアイコン日本語版」計画案3ページ参照》</p> |

| 変更前(前期計画) | 変更後(後期計画案) |
|--|--|
| <p data-bbox="192 172 483 209">4 計画策定の背景</p> <p data-bbox="129 229 584 264">● <u>地球規模での環境問題への対応</u></p> <p data-bbox="129 279 1111 408">地球温暖化や大気汚染等、環境問題が世界的に深刻化する中で、環境保全に向けた循環型社会への転換が求められています。また、東日本大震災を契機として、再生可能エネルギー利用への意識が高まっています。</p> <p data-bbox="129 422 1111 504">本市においては、地球温暖化防止を含め、環境保全の啓発や市内企業のエコアクション 21 認証取得に対する支援等の環境対策を進めています。</p> <p data-bbox="129 518 1111 743">行政だけでなく市民や事業者が、地球環境問題を認識し人や環境にやさしいライフスタイルやビジネススタイルへの転換を図る必要があります。そのため、様々な分野において継続的・横断的な取り組みを実践することで豊かな自然環境を維持し、将来の世代に引き継いでいくことができる持続可能な社会を形成することが求められています。</p> <p data-bbox="129 807 763 842">● <u>国や県における目指すべき持続可能な社会の姿</u></p> <p data-bbox="129 857 1111 1034">国は、2012年(平成24年)4月に閣議決定した「第4次環境基本計画」において、持続可能な社会を「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全・安心」の確保を基盤とする社会を新たに掲げ、全部で4つの社会を目指としています。</p> <p data-bbox="129 1048 1111 1225">また、県においても新たな課題に対応するため「第3次静岡県環境基本計画」を2016年(平成28年)3月に改定し「環境と経済の両立の実現」に向けて「環境を資源として活用する」考え方や「環境に関する情報発信の強化」「環境にやさしい暮らし方を実践できる人材の充実」の観点を加え、施策を進めています。</p> | <p data-bbox="1196 172 1487 209">4 計画策定の背景</p> <p data-bbox="1133 229 1368 264">○ <u>計画策定の背景</u></p> <p data-bbox="1133 279 2114 456">人の営みは、多種多様な地球の恵みを受けて成り立っています。私たちは、このことを再認識し、自らの生活様式や社会経済活動のあり方を見つめ直すことで、環境の負荷の少ない持続的な発展が期待できる社会を目指すことが求められています。</p> <p data-bbox="1133 470 2114 647">本市は、地球的な視点に立った環境の保全と創造を目指す施策を総合的かつ計画的に推進し、もって将来にわたり市民の健康で文化的な生活を確保することを目的に制定した「磐田市環境基本条例」に基づき2008(平成20)年に「磐田市環境基本計画」を整備しました。</p> <p data-bbox="1133 662 2114 791">そして2018(平成30)年には、同計画の改定版である「第2次磐田市環境基本計画」を策定し、市・市民・事業者の責務を明らかにするなどして、協働による事業の推進を図ってきたところです。</p> <p data-bbox="1133 805 2114 935">しかし、計画の策定から約5年が経過する中で私たちを取り巻く環境は、予想を超えて大きく変わりつつあります。近年の大量生産・大量廃棄が進む社会生活や経済活動が地球に大きな負担をかけ、既に限界が近いとも言われています。</p> <p data-bbox="1133 949 2114 1031">特に地球温暖化は、深刻な問題です。各地で短時間豪雨や台風の強大化による風水害の被害が発生するなど、その影響が顕在化しています。</p> <p data-bbox="1133 1045 2114 1270">国際社会は、2015(平成27)年に「2030 アジェンダ」を国連で採択し、世界が取り組むべき17の共通ゴールを示したSDGsを掲げました。また、同年に途上国を含む多くの国が地球温暖化対策に取り組む国際的な枠組みであるパリ協定をCOP21で採択して、21世紀の後半までに人為的な温室効果ガス排出量を実質的にゼロとすることを宣言しました。</p> |

● 磐田市総合計画及び関連計画の策定・見直し

本市では、2012年(平成24年)3月に策定した「第1次磐田市総合計画(後期基本計画)」が2016年度(平成28年度)で終了し、2017年(平成29年)3月に「第2次磐田市総合計画」を策定しました。

また、「磐田市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の策定や「磐田市都市計画マスタープラン」の改定等、環境関連個別計画や他分野の関連計画の見直しも進んでいます。

● 近年の環境を巡る動き

2015年(平成27年)11月から12月までに「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議」が開催され、2020年(平成32年)以降の温室効果ガス削減のための新たな枠組みとして「パリ協定」が採択されました。

パリ協定や2015年(平成27年)7月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が、2016年(平成28年)5月13日に閣議決定されました。同計画では、2030年度(平成42年度)対2013年度(平成25年度)比で温室効果ガスを26%削減する中期目標が立てられています。

国は、2018(平成30)年に閣議決定した「第5次環境基本計画」で、今後の環境政策の基本的な方向性を「SDGsの考え方を活用しながら、『環境・経済・社会を統合的に向上させること』を示しました。そして、2020(令和2)年10月に当時の菅総理大臣がパリ協定の実現に向けて「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。この趣旨を踏まえて2021(令和3)年6月に本市が表明したのが「ゼロカーボンシティ」の実現です。

今や時代は、脱炭素へ向かって確実にシフトしています。本市も環境に関する国内外の動向を踏まえながら、環境を取り巻く新たな課題に未来へ向けた視点を持って取り組んでいきます。

| 変更前(前期計画) | 変更後(後期計画案) |
|---|---|
| <p data-bbox="152 172 383 204">5 計画の構成</p> <p data-bbox="91 229 264 261">(1) 計画期間</p> <p data-bbox="87 277 1090 453">本計画の期間は、2018年度(平成30年度)から2027年度(平成39年度)までの10年間とします。また、本計画は社会情勢や環境の変化、市の環境に対する制度の整備等の進捗に合わせ、おおむね5年経過した後に中間見直しを実施します。</p> <p data-bbox="91 517 293 549">(2) 計画の範囲</p> <p data-bbox="87 564 665 596">本計画の対象となる区域は、本市全域とします。</p> <p data-bbox="87 612 1090 788">本計画で対象となる環境の範囲は、磐田市環境基本条例「第3章 重点的に推進すべき施策」として掲げられた第10条から第15条までに基づき、次のとおり大きく6つに区分し、それぞれを取り巻くさまざまな要素について目標を定め、取組みを推進していきます。</p> <p data-bbox="91 1289 351 1321">(3) 計画の推進主体</p> <p data-bbox="87 1337 1090 1465">本計画を推進する主体は、市・市民・事業者とします。各主体は、磐田市環境基本条例第4条から第6条までに規定されている責務を果たすとともに、一体となって目標の達成に向けて計画を推進していきます。</p> | <p data-bbox="1176 172 1406 204">5 計画の構成</p> <p data-bbox="1115 229 1265 261">■ 計画期間</p> <p data-bbox="1115 277 2119 453">計画の期間は、2018(平成30)年度から2027(令和9)年度までの10年間とし、社会情勢の変化や市の環境に対する制度の進捗に合わせ、おおむね5年ごとに見直します。なお、後期計画の期間は、2023(令和5)年度から2027(令和9)年度までとします。</p> <p data-bbox="1144 469 1473 501">《図：計画案5ページ参照》</p> <p data-bbox="1115 517 1292 549">■ 計画の範囲</p> <p data-bbox="1115 564 2119 644">対象とする区域は、本市の全域とします。また、対象となる環境は、磐田市環境基本条例の第3章に掲げる重点的に推進すべき施策の範囲とします。</p> <p data-bbox="1115 660 2119 740">《表「磐田市環境基本条例に掲げる重点的に推進すべき施策」計画案5ページ参照》</p> <p data-bbox="1115 756 1487 788">■ 前期計画からの主な変更点</p> <p data-bbox="1115 804 2119 1171">2050年のカーボンニュートラル実現を目指し、地球温暖化対策の更なる取組みを明らかにします。このため前期計画で定めた6つの基本方針のうち「基本方針5 地球温暖化対策に取り組みます」は、新たに設置する「第5章 地球温暖化対策」中に「地球温暖化対策に取り組みます(基本方針6)」として位置づけます。また同章は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域地球温暖化対策計画として「磐田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」として位置づけます。なお、前期計画の「基本方針6 環境教育を推進します」は、「基本方針5 環境教育を推進します」として繰り上げます。</p> <p data-bbox="1115 1187 1444 1219">《図：計画案6ページ参照》</p> <p data-bbox="1115 1235 1352 1267">■ 計画の推進主体</p> <p data-bbox="1115 1283 2119 1410">推進主体は、市・市民・事業者とします。各主体は、磐田市環境基本条例第4条～第6条に規定されている責務を果たすとともに、一体となって望ましい環境像の達成に向けて計画を推進していきます。</p> <p data-bbox="1115 1426 1444 1458">《図：計画案6ページ参照》</p> |

| 変更前(前期計画) | 変更後(後期計画案) |
|--|---|
| <p data-bbox="132 233 573 264">第2章 本市の現状と施策の方向性</p> <p data-bbox="152 296 412 328">I 磐田市の概況</p> <p data-bbox="91 352 394 384">(1) 市の位置・面積</p> <p data-bbox="87 400 1090 671">本市は、静岡県西部地域の天竜川左岸に位置し、浜松市、袋井市及び森町と接しています。面積は 163.45km²で、遠州灘に面した平野部と磐田原台地及び北部の山間地帯に囲まれ、豊かな自然環境を有しています。また、東名高速道路、新東名高速道路、国道 1 号、国道 150 号、東海道本線が東西に、天竜浜名湖線が市の北部を横断しており、これらにより隣接する都市圏と密接に関係しながら発展してきました。</p> <p data-bbox="91 687 262 719">(2) 気候</p> <p data-bbox="87 735 1090 863">本市の気候は、遠州灘に沿って流れる黒潮の影響を受け年間を通じて温暖な気候となっています。最近 10 年間の平均気温は 16.3℃、年間降水量は平均 1,800mm で梅雨(6月)と台風(9月)の時期が多くなっています。</p> <p data-bbox="87 879 1090 959">また、日照時間は年間平均 2,200 時間を超えており、全国的にも極めて日照時間の長い地域です。</p> <p data-bbox="91 975 259 1007">(3) 人口</p> <p data-bbox="87 1023 1090 1150">本市の人口は、2008 年(平成 20 年)をピークに 2015 年(平成 27 年)5 月末現在で約 17.1 万人まで減少しており、人口減少・高齢化の急速な進行が予測されています。</p> <p data-bbox="91 1166 304 1198">(4) 土地利用</p> <p data-bbox="98 1214 819 1246">本市は、市域の約 99%を都市計画区域に指定しています。</p> <p data-bbox="87 1262 1090 1390">都市計画区域内では、住宅用地・商業用地・工業用地・その他公的施設用地等の都市的土地利用が約 39%、田・畑・山林・水面・自然地等の自然的土地利用が約 61%となっています。</p> | <p data-bbox="1151 233 1599 264">第2章 本市の現状と施策の方向性</p> <p data-bbox="1171 296 1379 328">I 市の概況</p> <p data-bbox="1111 352 1337 384">■市の位置・面積</p> <p data-bbox="1106 400 2141 624">静岡県西部地域の天竜川左岸に位置し、浜松市・袋井市及び森町と接しています。面積は 163.5km²で、遠州灘に面した平野部と磐田原台地及び北部の山間地帯に囲まれた豊かな自然環境を有しています。また、国土レベルの交通軸である東名高速道路・新東名高速道路・国道1号・国道 150 号の道路と JR 東海道新幹線・JR 東海道本線の鉄道が東西に走っています。</p> <p data-bbox="1111 639 1503 671">《位置図：計画案8ページ参照》</p> <p data-bbox="1111 783 1621 815">《※気候は以下2 気候・気象として揭示》</p> <p data-bbox="1111 975 1205 1007">■人口</p> <p data-bbox="1106 1023 2141 1102">2008(平成 20)年をピークに 2022(令和4)年 5 月末は、約 16.8 万人まで減少しており、今後もこの傾向が続くことが予想されます。</p> <p data-bbox="1111 1118 1816 1150">《「磐田市の将来人口推移」グラフ：計画案8ページ参照》</p> <p data-bbox="1111 1214 1263 1246">■土地利用</p> <p data-bbox="1106 1262 2141 1342">田やその他農用地を合わせた農地が 34.7%と最も多く占めています。次に建物用地が約 27%となっています。</p> <p data-bbox="1111 1358 1872 1390">《「磐田市の地目別の面積割合」グラフ：計画案9ページ参照》</p> |

(5) 産業

産業別人口の推移は、第1次産業、第2次産業ともに減少傾向にあり、就業人口全体も2005年(平成17年)をピークに減少傾向にあります。本市の総就業者数は約8.6万人で、産業別では第2次産業が約3.4万人(約40%)となっており、就業者の比率は県平均の約32%を大幅に上回り、工業都市である特色を示しています。

■産業

産業別就業人口総数は、約8.5万人で、このうち製造業の就業人口が約3万人で全体の約35.2%を占めています。このことは、本市が工業都市の特色を持つことを端的に示しています。

《「磐田市の産業別の就業者数割合」グラフ:計画案9ページ参照》

2 気候・気象

■気候・気象

遠州灘に沿って流れる黒潮や豊富な日照時間から年間を通じて温暖な気候に恵まれています。直近10年間(2012年~2021年)の平均気温は16.6℃で、年間降水量が平均1,828mmです。なお日照時間が年平均2,300時間を超えるなど全国的にも極めて日照時間の長い地域となっています。

《「月別平均降水量・気温・日照時間」表:計画案10ページ参照》

■これまでの気象の変化

(1) 気温(年平均気温・最低気温・最高気温)

本市の年平均気温は、短期的な変動を繰り返しながら上昇しています。

《「磐田市の年間平均気温の推移」グラフ:計画案10ページ参照》

(2) 真夏日・猛暑日

最高気温30℃以上の真夏日や最高気温35℃以上の猛暑日は、いずれも増加傾向にあります。

特に直近10年間(2012年~2021年)の真夏日は平均44.8日で、統計を開始した当初の10年間(1979年~1988年)の平均16.3日に比べると2.7倍と大きく増えています。

《「磐田市の真夏日の年間日数の推移」グラフ:計画案11ページ参照》

(3) 降水量

年間降水量は、年ごとに明確な変動を確認できないものの、1 時間の降水量が 30mm を超える日数は増加しています。

具体には、直近 10 年間 (2012 年～2021 年) の平均年間数は 3.4 日で、統計を開始した当初の 10 年間 (1979 年～1988 年) の 1.4 日と比較すると約 2.4 倍に増えています。

《「磐田市の 1 時間雨量 30 mm 以上の年間日数の推移」グラフ: 計画案 11 ページ参照》

3 気候変動の影響

■ 気候・気象の将来予測

(1) 気温

環境省は、最も地球温暖化が進んだ場合の想定として 21 世紀末 (2076 年～2095 年) の日本において年平均気温が現在 (1980 年～1999 年) より約 4.5℃ 上昇するとしています。

《「全国の年平均気温の変化予測」グラフ: 計画案 12 ページ参照》

(2) 真夏日・猛暑日

環境省は、最も地球温暖化が進んだ場合の想定として 21 世紀末 (2076 年～2095 年) の日本における真夏日は年間約 49 日、猛暑日が年間約 19 日増加するとしています。

《「全国の猛暑日等の変化予測」グラフ: 計画案 12 ページ参照》

(3) 降水量

環境省は、最も地球温暖化が進んだ場合に全国平均の年降水量は 20 世紀末 (1980 年～1999 年) と 21 世紀末 (2076 年～2095 年) の間に明らかな変化はみられないと予測しています。

一方、100mm 以上の大雨の発生日数については、約 2 回と 20 世紀末と比べて約 1.4 倍に増加すると予測しています。また 1 時間当たりの降水量 30mm 以上の短時間強雨の発生回数が約 1.7 倍、50mm 以上が約 2.3 倍に増加すると見込んで

います。

また、日降水量が 1.0 mm未満の雨の降らない日数も増加すると予測しており、年間降水量が大きく変わらない中で、大雨や短時間強雨が増加し、一方で降水のない日も増加することになります。

《「全国の短時間強雨発生日数の変化予測」グラフ:計画案 13 ページ参照》

《「全国の降水量の階級別日数の変化予測」グラフ:計画案 13 ページ参照》

| 変更前(前期計画) | 変更後(後期計画案) |
|---|---|
| <p data-bbox="152 220 412 252">2 施策の方向性</p> <p data-bbox="85 277 1064 501">本市では、日本一のトンボの宝庫である桶ヶ谷沼に代表される豊かな自然環境を身近に感じることが出来ます。北部の丘陵地では獅子ヶ鼻トレッキングコースで四季折々の景色を楽しみ、中心市街地近郊のひょうたん池では清らかな湧水に触れ、南部の海岸線では青い海を臨むことが出来ます。少し足を延ばすと、このように豊かで多様な自然にふれることができ、心も身体も癒されます。</p> <p data-bbox="85 517 1064 692">一方、ビジネス分野ではクルマ・バイクに代表されるものづくり産業が本市の地域経済をけん引しています。また、最近ではスマートアグリカルチャーなどの次世代型農水産業や熱・電気に加え、二酸化炭素も有効活用する地産地消型エネルギー供給事業が推進されるなど、未来を拓く新たな産業が創出されています。</p> <p data-bbox="85 708 1064 788">本市は、温暖な過ごしやすい気候のもと、豊かな自然と産業が共生する全国に誇れる暮らしやすい環境を有しています。</p> <p data-bbox="85 804 1064 932">この恵まれた環境で生活している私たちには、地球環境面で大きな問題となっている地球温暖化の進行、資源枯渇の懸念、生物多様性の損失について、普段はあまり実感のわかない問題かもしれません。</p> <p data-bbox="85 948 1064 1075">しかし、これらの問題が深刻化すれば、私たちの生活は立ち行かなくなります。私たちの環境に配慮した行動の一つひとつの小さな積み重ねが良好な環境を将来の世代に引き継ぐための鍵となります。</p> <p data-bbox="85 1091 1064 1219">私たちは地域の恵まれた自然環境を大切にしながら、環境と経済を両立させ、より暮らしやすい生活や活力のある持続可能な社会の実現への道筋をさらに確かなものとする必要があります。</p> <p data-bbox="116 1235 922 1267">そのために、磐田市環境基本条例の基本理念を推進していきます。</p> <p data-bbox="85 1283 1064 1458">さらに、施策の展開に当たっては、引き続き「健康の保護及び生活環境の保全」「自然環境の保全」「快適な環境の創造」「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現」「地球環境の保全の推進」「環境教育の充実及び環境学習の振興」などの視点で幅広く行っていきます。</p> | <p data-bbox="1146 220 1406 252">4 施策の方向性</p> <p data-bbox="1088 277 2125 405">本市は、温暖な気候や桶ヶ谷沼等の豊かな自然に恵まれている一方で、県下有数の製造品出荷額を誇るオートバイや自動車に代表される製造業が地域の産業を牽引しています。</p> <p data-bbox="1088 421 2125 549">このような人の営みと豊かな自然が調和する環境は、人々の健康を保ち、文化的な生活を営むことにつながっています。私たちは、この街に生まれてくる子どもたちや集う人々にこの恵みを長く引き継いでいかなければなりません。</p> <p data-bbox="1088 564 2125 692">しかし、地球温暖化をはじめとする環境問題は、深刻化の一途を辿っています。そして、それは私たちの日常生活や事業活動から生ずる環境負荷が大きな原因とされています。</p> <p data-bbox="1088 708 2125 788">様々な要素が複雑に絡み合っ生じる環境問題は、市・市民・事業者がそれぞれ環境に対する影響を自覚する中で協力して解決していくことが大切です。</p> <p data-bbox="1088 804 2125 979">このことから「第2次環境基本計画後期計画」は、磐田市環境基本条例の理念や「水と緑が彩る、みんなが暮らしやすいまち磐田」を望ましい環境像として継承するとともに、2050年のカーボンニュートラルの実現を掲げ、市民・事業者・市の協働により環境の保全と創造に向けた取組を目指すこととします。</p> |

【磐田市環境基本条例 抜粋】

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念にのっとり推進しなければならない。

- (1) 市民にとって健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない健全で恵み豊かな環境を保全し、これを将来の世代に継承すること。
- (2) 人と自然との共生の確保を目的とし、自然環境に恵まれた市の地域特性を生かすこと。
- (3) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現するため、市、市民及び事業者は、その責務に応じた公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取組むこと。
- (4) 地域における事業活動及び日常生活が地球全体の環境にも影響を及ぼすとの認識の下に、地球環境の保全に寄与すること。

【磐田市環境基本条例 抜粋】

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念にのっとり推進しなければならない。

- (1) 市民にとって健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない健全で恵み豊かな環境を保全し、これを将来の世代に継承すること。
- (2) 人と自然との共生の確保を目的とし、自然環境に恵まれた市の地域特性を生かすこと。
- (3) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現するため、市、市民及び事業者は、その責務に応じた公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取組むこと。
- (4) 地域における事業活動及び日常生活が地球全体の環境にも影響を及ぼすとの認識の下に、地球環境の保全に寄与すること。

| 変更前(前期計画) | 変更後(後期計画案) |
|---|--|
| <p data-bbox="152 177 416 213">第3章 計画の目標</p> <p data-bbox="152 233 427 264">1 望ましい環境像</p> <p data-bbox="91 292 1061 419">望ましい環境像とは、本市の良好な環境を将来の世代へ引き継ぐために私たちがこれからどのような環境を目指して計画を進めていくのかを示す長期的目標です。</p> <p data-bbox="91 448 674 480">「水と緑が彩るみんなが暮らしやすいまち 磐田」</p> <p data-bbox="91 499 1055 579">恵み豊かな自然環境を、産業との共生を図りながら、将来の世代に引き継ぐことのできる持続可能な社会を形成していくことが求められています。</p> <p data-bbox="91 598 1055 726">水と緑に代表される本市の豊かな自然環境を保全し、恵まれた日照時間や環境資源を活用することで、暮らす人も働く人も幸せが実感でき、たくさんの笑顔が集まり、あふれる「まち」を目指すという想いが込められています。</p> <p data-bbox="152 842 353 874">2 基本方針</p> <p data-bbox="91 893 1043 957">望ましい環境像を実現するため、基本方針を定め、この基本方針のもとに具体的な施策を展開していきます。</p> <p data-bbox="103 981 792 1013">【基本方針1】暮らしやすさが実感できる環境をつくります</p> <p data-bbox="91 1018 1032 1082">大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、悪臭等を低減し健全で暮らしやすさが実感できる環境づくりを進めていきます。</p> <p data-bbox="103 1134 604 1166">【基本方針2】豊かな自然環境を守ります</p> <p data-bbox="91 1171 1048 1235">森林や海岸、河川等の恵まれた自然環境を市民共通の財産として今後も守り育てていきます。</p> <p data-bbox="103 1287 792 1319">【基本方針3】自然・歴史文化とふれあう機会をつくります</p> <p data-bbox="91 1324 1055 1388">自然・歴史文化等地域の特色を活かし、ふれあう機会をつくり地域を魅力的なものにしていきます。</p> | <p data-bbox="1144 185 1601 217">第3章 望ましい環境像と計画の体系</p> <p data-bbox="1144 240 1426 272">1 望ましい環境像</p> <p data-bbox="1084 300 2121 427">磐田市の豊かな自然は、繊細な均衡の下で成り立っています。しかし何気なく享受していることから、当たり前にあるものと思いがちです。私たちは、この自然と産業が調和した魅力あふれる環境を将来の世代に引き継いでいく責任を有しています。</p> <p data-bbox="1084 446 2121 574">この推進を目的とした磐田市環境基本計画は、市・市民・事業者がそれぞれの立場から協力して進めることが何より大切です。このために必要なイメージを共有するための長期的な目標が以下に示す『望ましい環境像』です。</p> <p data-bbox="1084 593 2121 721">そこには、水と緑に代表される本市の豊かな自然を保全・活用することで、暮らす人も働く人も幸せを実感し、多くの笑顔が溢れ・集まる「まち」を目指そうとする想いが込められています。</p> <p data-bbox="1117 734 1704 766">「水と緑が彩るみんなが暮らしやすいまち 磐田」</p> <p data-bbox="1144 839 1379 871">2 計画の体系</p> <p data-bbox="1084 890 2092 954">望ましい環境像を実現するため、基本方針を定めこの基本方針のもとに具体的な施策を推進していきます。</p> <p data-bbox="1099 978 1794 1010">【基本方針1】暮らしやすさが実感できる環境をつくります</p> <p data-bbox="1084 1034 2107 1129">暮らしやすさを実感するためには、爽やかな空気や美しい水を守ることが必要です。このため大気や水質等の現状を把握するとともに、監視や指導を着実に進めていきます。</p> <p data-bbox="1099 1153 1601 1185">【基本方針2】豊かな自然環境を守ります</p> <p data-bbox="1084 1190 2107 1254">私たちの暮らしを包む山や川・海・森などの自然と、そこで生きる多くの生き物を市民共通の財産として守り育て、次世代に引き継いでいきます。</p> <p data-bbox="1099 1278 1794 1310">【基本方針3】自然・歴史文化とふれあう機会をつくります</p> <p data-bbox="1084 1334 2101 1430">良好な自然や歴史的な文化遺産がもたらす景観は、私たちが快適な暮らしを営んでいくために欠かせないものです。このため自然や歴史文化の特色を活かした暮らしやすいまちづくりを推進します。</p> |

【基本方針4】3Rの取組みや環境にやさしい消費行動を推進します

循環型社会の実現のため、3R(リユース・リデュース・リサイクル)の推進や廃棄物の減量・再資源化等に取り組んでいきます。

【基本方針5】地球温暖化対策に取り組めます

地球温暖化等の環境問題を一人ひとりが自覚し、地球環境保全に向けた取組みを実践します。

【基本方針6】環境教育を推進します

将来の世代に引き継ぐため、あらゆる年代層を対象として環境教育を推進し環境のために行動する人づくりを行います。

【基本方針4】3Rの取組みや環境にやさしい消費行動を推進します

環境負荷の少ない持続可能な社会を実現するためには、これまでの社会のあり方やライフスタイルを見直していく必要があります。このため資源の循環・ごみの減量と再資源化、水資源の適正利用等の促進に取り組めます。

【基本方針5】環境教育を推進します

時代とともに変わりゆく様々な環境問題を解決するには、多くの市民や事業者が人と自然の関わりから学び、理解を深めることが大切です。このため幼児から大人まで広く環境に対する教育や活動の充実を図ります。

【基本方針6】地球温暖化対策に取り組めます

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて市民・事業者それぞれが温室効果ガスを排出する当事者であることを認識するとともに、環境負荷の少ない製品やサービス、ライフスタイルを賢く選択することで、地球にやさしい持続可能な社会の実現を目指します。

| 変更前(前期計画) | 変更後(後期計画案) |
|---|--|
| <p data-bbox="114 167 1014 220">第4章 目標達成に向けた施策</p> <p data-bbox="114 225 1014 277"> 基本方針 暮らしやすさが実感できる環境をつくります</p> <p data-bbox="91 304 1061 368">● 基本方針の考え方</p> <p data-bbox="91 384 1099 568">暮らしやすさが実感できる生活を営むためには、さわやかな空気やきれいな水、騒音・振動や悪臭がない環境づくりが必要です。そのため、市は大気や水質等の環境調査を実施するとともに監視や指導を着実にいき、地域の特色を踏まえた生活環境をつくりま</p> <p data-bbox="91 533 129 568">す。</p> <p data-bbox="91 687 1046 751">● 市の施策と主な取組み</p> <p data-bbox="114 772 1032 825"> 目標 環境保全のための調査・監視・指導</p> <p data-bbox="91 836 584 871">① 環境の調査・監視・指導及び相談対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="91 884 882 919">■ 大気・水質・騒音等の環境調査を行い、環境の現状把握に努める。 <li data-bbox="91 932 1084 1015">■ 大気・水質・騒音等に係る市民からの相談に対応し、早期解決に努め市民の生活環境を保全する。 <li data-bbox="91 1027 1084 1110">■ 光化学オキシダント注意報・警報や、PM2.5(微小粒子状物質)の注意喚起情報が発令された場合は、広く市民に注意喚起する。 <li data-bbox="91 1123 853 1158">■ 定期的に雨水を採取し、pH測定を実施し酸性雨の監視を行う。 <li data-bbox="91 1171 730 1206">■ 事業所に対し、排水水質の改善について指導を行う。 <li data-bbox="91 1219 651 1254">■ 河川水質の監視・事業所に対する指導を行う。 <li data-bbox="91 1267 819 1302">■ 地下水水質の調査を行い、汚染の有無等について把握する。 | <p data-bbox="1144 167 2089 220">第4章 望ましい環境像の実現に向けた施策</p> <p data-bbox="1144 225 2089 277"> 基本方針 暮らしやすさが実感できる環境をつくります</p> <p data-bbox="1122 304 2119 368"></p> <p data-bbox="1122 384 2141 520">人々が暮らしやすさを実感するためには、爽やかな空気や美しい水を守ることが必要です。このため大気や水質等の現状を把握するとともに、監視や指導を着実にいきます。</p> <p data-bbox="1122 533 1899 568">《環境指標》※50ページの指標を、各方針のページに記載します。</p> <p data-bbox="1122 687 2119 751"></p> <p data-bbox="1144 772 2072 825"> 施策 環境を保全するための適正な調査・監視・指導</p> <p data-bbox="1122 836 1480 871">① 環境の調査・監視・指導等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1122 884 1966 919">● 大気・水質・騒音等の調査を適正に行うことで環境の状態を把握する。 <li data-bbox="1122 932 2101 967">● 大気・水質・騒音等に係る市民の相談に適切に対応し、問題の早期解決に努める。 <li data-bbox="1122 979 2112 1015">● 光化学オキシダントやPM2.5(微小粒子状物質)に関する情報を迅速に提供する。 <li data-bbox="1122 1027 1861 1062">● 水質事故等の原因者に対し改善に向けた指導を適正に行う。 |

| | | | | | |
|---|---|------------|---|-------|------------|
| <p>② 総合的な環境保全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ■市民の生活環境を保全するため、事業所の新增設等に係る届出の際には公害苦情発生の未然防止指導を行う。 ■都市計画法に基づく用途地域による土地利用の誘導により、住宅地と事業所の混在を防止し居住環境を保護する。 | <p>② 総合的な環境保全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業所の新設や増設等の際に適正な指導を行うことで公害に関する苦情を未然に防止する。 ●都市計画法に基づく用途地域による土地利用の誘導により、住宅地と商工業地の混在を防止して良好な居住環境を保護する。 | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; background-color: #cccccc;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">目標1-2</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">快適な生活環境の確保</td> </tr> </table> <p>① 大気汚染・悪臭対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ■屋外における焼却行為に対する指導や意識啓発を行う。 ■悪臭の発生源に対し、臭気指数規制により指導する。 ■地球環境にやさしいエコドライブを推進する。 ■歩道や自転車道の適切な維持管理に努めるとともに、安全・快適性を高め、自動車利用の削減による環境負荷の低減につなげる。 <p>② 騒音・振動対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ■事業所の新增設に係る届出及び苦情発生の際、規制値の遵守を指導する。 ■「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づき、自動車騒音等の監視を行う。 <p>③ 水質汚濁対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ■市街地や集落に公共下水道を整備する。 ■公共下水道及び農業集落排水区域以外の区域に合併処理浄化槽を設置する際の補助を行う。 <p>④ 事業者への啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ■磐田市環境保全推進協議会が行う、環境保全に関する啓発活動を支援する。 | 目標1-2 | 快適な生活環境の確保 | <table border="1" style="width: 100%; background-color: #cccccc;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">施策1-2</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">快適な生活環境の確保</td> </tr> </table> <p>① 大気汚染・悪臭対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋外における焼却行為に関する広報を市民へ行うとともに、原因者に対し適正な指導をする。 ●悪臭防止法に基づき異臭の発生源等に適正な指導をする。 ●道路施設の適切な維持管理により歩行や自転車利用の安全・快適性を高め、自動車利用の削減につなげる。 <p>② 騒音・振動対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業所の新設や増設等に係る届出に併せて騒音や振動に関する規制の遵守を指導する。 ●騒音規制法や振動規制法に基づき、自動車騒音等を調査、監視する。 <p>③ 水質汚濁対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市街地や集落に公共下水道や農業集落排水を整備する。 ●下水道区域外における合併処理浄化槽の新設や転換に対し設置費用の一部を補助する。 <p>④ 事業者に向けた啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ●磐田市環境保全推進協議会の環境保全に関する活動を広く事業者に周知する。 | 施策1-2 | 快適な生活環境の確保 |
| 目標1-2 | 快適な生活環境の確保 | | | | |
| 施策1-2 | 快適な生活環境の確保 | | | | |

目標1-3

迷惑防止条例を活用した意識啓発の推進

① 暮らしやすい生活環境の確保

- ごみの不法投棄対策を推進する。
- 土地または建物を清潔に保つため、土地に繁茂する雑草等の適切な管理を促す。
- 飼い犬や飼い猫の適正飼育を推進する。
- 日常生活に伴って発生する騒音または悪臭について、周辺的生活環境への配慮を促す。

② 市・市民・事業者が一体となった環境美化活動の推進

- 環境美化の日を周知し、全市一斉環境美化統一行動を推進する。
- 環境美化指導員を委嘱し、地域における環境美化を促進する。
- 市の道路・河川・公園等の公共スペースの美化活動を市民ボランティアが行う「まち美化パートナー制度」を推進する。

施策1-3

迷惑防止条例を活用した意識啓発の推進

① 暮らしやすい生活環境の確保

- 監視パトロールの強化等により、ごみの不法投棄を防止する。
- 所有者に対し土地に繁茂する雑草木等の適切な管理を促す。
- 飼い主に対する啓発により、飼い犬や飼い猫の適正飼育を推進する。
- 日常生活で発生する音や臭いの原因者に周辺の環境に対する配慮を促す。

② 環境美化活動の推進

- 環境美化統一行動を実施して、地域の自然を守る意識の向上を図る。
- 環境美化指導員と連携したパトロール等で地域の不法投棄対策を促進する。
- 道路・河川・公園等の美化活動を行う市民ボランティアを「まち美化パートナー制度」の活用で支援する。

●市民・事業者の主な取組み

| | 市民 | 事業者 |
|---|----|-----|
| ◆事業活動に伴う環境負荷を低減し、公害の発生抑制に努める。 | | ○ |
| ◆市民からの相談に速やかに改善策を検討・実施する。 | | ○ |
| ◆施設の適正管理や使用燃料の改善等を行い、大気汚染の未然防止を図る。 | | ○ |
| ◆不適正な焼却炉による焼却や野焼きをしない。 | ○ | ○ |
| ◆エコドライブを実践し、自動車やバイクなどから発生する騒音・振動を抑制する。 | ○ | ○ |
| ◆生活騒音等の防止に努める。 | ○ | |
| ◆製造工程等で悪臭が外部に漏れないよう作業場を密閉化するとともに、脱臭設備を設けて、臭いの成分を分解又は除去する。 | | ○ |
| ◆公共下水道及び農業集落排水区域内では下水道に速やかに接続し、区域外では合併処理浄化槽への切り替えを図る。 | ○ | ○ |
| ◆まち美化パートナー制度に参加し、美化活動を行う。 | ○ | ○ |

| 市民・事業者の主な取組み | 市民 | 事業者 |
|--|----|-----|
| 事業活動に伴う環境負荷を低減し、公害の発生抑制に努める。 | | ● |
| 音や振動等の市民からの相談に対し、協力して解決を図る。 | | ● |
| 施設の適正管理を行い、大気汚染の未然防止を図る。 | | ● |
| 適正な焼却を行い、周辺的生活環境に配慮する。 | ● | ● |
| 家庭生活の中で発生する騒音や振動・悪臭の防止に努める。 | ● | |
| 事業活動の中で発生する騒音や振動・悪臭の対策に努める。 | | ● |
| 公共下水道及び農業集落排水区域内は下水道に接続することに努め、区域外は合併処理浄化槽への切り替えを図る。 | ● | ● |
| まち美化パートナー制度等の美化活動に参加する。 | ● | ● |
| | | |

変更前(前期計画)

2 基本方針2 豊かな自然環境を守ります

●基本方針の考え方

本市は森林や海岸、河川、池沼等の自然環境に恵まれ、多様な生態系があり、多くの生きものが生息・生育しています。これらの自然や生きものは私たちの暮らしに潤いや安らぎを与え、経済活動や生活のための基盤としても重要です。そのため、市は恵まれた自然環境を市民共通の財産として守り育て、生物の多様性の確保に配慮し将来の世代に引き継いでいきます。

●市の施策と主な取組み

目標2-1 森林保全と緑化の推進

① 森林の保全と適正管理

- 森林を適切に整備することを目的に「森林整備計画」を推進する。
- 磐田原台地の斜面樹林地はまちの骨格を形成する緑地・自然地として保全を図る。

② 緑地の保全及び緑化推進

- 総合的かつ計画的な緑化の推進を図るため、「緑の基本計画」を推進する。
- 都市公園等の整備拡充を図り、緑化の向上、憩い空間とふれあいの場の確保を行う。
- 市民が公園を安全・快適に利用できるように長寿命化対策や維持管理を行う。
- 子どもたちに対する健全育成や教育・保育環境の充実のため、保育園、幼稚園、こども園、学校等におけるグラウンドの芝生を維持管理する。

変更後(後期計画案)

2 基本方針2 豊かな自然環境を守ります

私たちの暮らしを包む山や川・海・森などの自然と、そこで生きる多くの生き物を市民共通の財産として守り育て、次世代に引き継いでいきます。

《環境指標》※50 ページの指標を、各方針のページに記載します。

施策2-1 森林保全と緑化の推進

① 森林の保全と適正な管理

- 森林法に基づく「森林整備計画」を推進し、森林を適切かつ健全に整備する。
- 地域にあった樹種の植樹を行い、森林保全を推進する。
- 磐田原台地の斜面樹林地を本市の特色ある緑地・自然地として適切に保全する。

② 緑地の保全と緑化の推進

- 都市緑地保全法に基づく「緑の基本計画」を推進し、総合的かつ計画的な緑化を推進する。
- 都市公園等の整備を拡充することで、緑化の向上と市民が憩う空間を確保する。
- 公園施設の長寿命化対策や適正な維持管理を行うことで、公園を安全・快適に利用できる環境を整える。
- 園や学校等におけるグリーンカーテンや芝生空間を適正に管理し、子どもたちの健全育成に向けた教育・保育環境の充実を図る。

目標2-2

河川・海岸・農地の保全

① 河川の保全・管理

- 河川整備時には、生物に配慮した工法等を推進する。
- 主要河川の除草に努める。
- 自治会等による河川・水路の除草、清掃活動を支援する。
- 水辺の環境保全活動や河川に親しむ啓発活動を推進する。

② 海岸林の保全・海岸美化

- 防潮堤整備について、法面緑化を実施する。
- 御前崎遠州灘県立自然公園の保護に協力する。

- 抵抗性クロマツや広葉樹等の植栽を実施する。
- 監視や啓発により、不法投棄を防止する。

③ 農地の保全・管理

- 「農業振興地域整備計画」の推進により、優良農地を確保する。
- 遊休農地等の有効利用を図る。
- 「鳥獣被害防止計画」に基づき、農作物や生活に害を与える有害鳥獣等への対策を行う。

目標2-3

生物多様性の確保

① 貴重種や外来種等への対応

- 桶ヶ谷沼のベッコウトンボなど、絶滅のおそれのある動植物の保護を図る。

- 市内に生息・生育する絶滅のおそれのある動植物について市民や事業者へ啓発する。
- 特定外来種に関する情報を収集し、市民や事業者へ情報発信する。

② 生息・生育地の保全

- 県と協力し、静岡県自然環境保全地域に指定されている桶ヶ谷沼とその周辺の自然環境を保全する。

施策2-2

河川・海岸・農地の保全

① 河川の保全・管理

- 河川整備は、可能な限り生態系に配慮した工法等を採用する。
- 河川管理は、適正に浚渫や除草等を行うことで良好な環境の確保に努める。
- 自治会等による河川・水路の除草、清掃活動を支援する。
- 児童・生徒に向けた水辺の環境保全活動や河川に親しむ活動を推進する。

② 海岸林の保全・海岸の美化

- 防潮堤の法面へ植栽による緑化を実施する。
- 静岡県と協力して御前崎遠州灘県立自然公園を適切に管理することで利用促進に努める。
- 抵抗性クロマツや広葉樹等の植栽を実施する。
- 民間団体と協力して海岸保安林の適切な管理に努める。

③ 農地の保全・管理

- 「農業振興地域整備計画」の適正な運用により、優良農地を確保する。
- 新たな担い手による農地利用を促進し、遊休農地等の有効利用を図る。
- 「鳥獣被害防止計画」に基づき、農作物に害を与える鳥獣等の対策を行う。

施策2-3

生物多様性の確保

① 貴重種・外来種等への対応

- 桶ヶ谷沼を適正に保全して、ベッコウトンボ等の絶滅のおそれのある動植物の保護を図る。
- 絶滅のおそれのある動植物が生息していることについて広く市民に周知する。
- 特定外来種に関する情報を収集し、広く市民に発信する。

② 生息・生育地の保全

- 県と協力して静岡県自然環境保全地域に指定されている桶ヶ谷沼とその周辺の自然環境を保全する。
- 民間団体等と協力して、里山や池沼等、生物の生息生育地を保全する。③生息状況

| | |
|--|--|
| <p>■環境保全団体等と協力し、里山、池沼等、生物の生息生育地の保全を行う。</p> <p>③ 生息状況調査</p> <p>■環境保全団体と協力し、生きものの生息状況等を調査する。</p> | <p>調査の実施</p> <p>●民間団体と協力して、動植物の生息状況等を調査する。</p> |
|--|--|

変更前(前期計画)

●市民・事業者の主な取組み

| | 市民 | 事業者 |
|---|----|-----|
| ◆ボランティアとして間伐・枝打ち・植樹等の森づくりに参加・協力する。 | ○ | ○ |
| ◆斜面林やその周辺の里山等の適正管理を図る。 | ○ | ○ |
| ◆公園はマナーを守って大切に利用する。 | ○ | |
| ◆事業所の敷地内や店舗等の緑化を推進する。 | | ○ |
| ◆海岸林の適正管理に協力する。 | ○ | ○ |
| ◆漂着ごみの回収や海岸清掃など美化活動を主催し、積極的に参加する。 | ○ | ○ |
| ◆自然観察会や体験教室、環境保全講演会等に参加し、生物多様性を大切にする心を育む。 | ○ | ○ |
| ◆事業所の敷地内にビオトープを造成し、生きものの生息・生育環境の創出に協力する。 | | ○ |
| ◆貴重種の捕獲や採取をしない。 | ○ | ○ |
| ◆野生動植物の生息・生育地におやみに立ち入らない。 | ○ | ○ |
| ◆外来種を野外に放したり、持ち込まないようにする。 | ○ | ○ |

変更後(後期計画案)

| 市民・事業者の主な取組み | 市民 | 事業者 |
|---|----|-----|
| 森づくりにつながる間伐や植樹等の活動へ積極的に参加、協力する。 | ● | ● |
| 所有する山林や里山を適正に維持管理する。 | ● | ● |
| 公園はマナーを守って大切に利用する。 | ● | |
| 事業所の敷地内や店舗等の緑化を推進する。 | | |
| 海岸林や保安林の役割について理解を深め、保全に努める。 | ● | ● |
| 川や海の美化活動を推進し、積極的に参加する。 | ● | ● |
| 自然観察会や体験教室、環境保全講演会等に参加し、生物多様性を大切にする心を育む。 | | |
| 事業所の敷地にビオトープを造成し、生きものの生息・生育環境の創出に協力する。 | | ● |
| 地域の希少な動植物について理解を深め、捕獲や採取をしない。 | ● | ● |
| 野生動植物に対する理解を深め、共生に努める。 | ● | ● |
| 外来種について理解を深め、地域に持ち込まないようにする。 | ● | ● |

| 変更前(前期計画) | 変更後(後期計画案) |
|---|--|
| <div data-bbox="129 165 1055 220" style="background-color: #cccccc; padding: 5px;"> 3 基本方針3 自然・歴史文化とふれあう機会をつくります </div> <div data-bbox="129 240 1077 309" style="background-color: #cccccc; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> ●基本方針の考え方 </div> <p data-bbox="136 328 1111 456">自然環境や良好な景観、歴史文化遺産は私たちが快適な暮らしを営んでいくために重要です。市は自然や歴史文化などの特色を活かした暮らしやすいまちづくりを推進していくことにより、地域が魅力的なものとなるよう取り組みます。</p> <div data-bbox="129 576 1077 644" style="background-color: #cccccc; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> ●市の施策と主な取組み </div> <div data-bbox="129 663 1055 718" style="background-color: #cccccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 目標3-1 人と自然とのふれあい活動の場の創出・活用 </div> <p data-bbox="107 730 577 762">① 自然とのふれあいの場の整備・活用</p> <ul data-bbox="107 778 1099 954" style="list-style-type: none"> ■桶ヶ谷沼に生息する動植物を対象とした自然観察会を実施する。 ■自然を活かした憩いの空間、ふれあいの場を整備する。 ■地域や学校、保育園、幼稚園、こども園、事業者、環境保全団体などと連携した自然体験教室の開催により自然の恵みを活用する。 <p data-bbox="107 970 405 1002">② エコツーリズムの推進</p> <ul data-bbox="107 1018 1099 1198" style="list-style-type: none"> ■自然とふれあえる観光ルートを発掘・整備する。 ■グリーンツーリズムを推進するため、農林水産業体験ができる環境・施設の整備を支援する。 ■市民農園の利用を促進する。 | <div data-bbox="1155 165 2103 220" style="background-color: #cccccc; padding: 5px;"> 3 基本方針3 自然・歴史文化とふれあう機会をつくります </div> <div data-bbox="1155 240 2103 309" style="background-color: #cccccc; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"></div> <p data-bbox="1133 328 2130 456">良好な自然や歴史的な文化遺産がもたらす景観は、私たちが快適な暮らしを営んでいくために欠かせないものです。このため自然や歴史文化の特色を活かした暮らしやすいまちづくりを推進します。</p> <div data-bbox="1133 472 1906 510" style="background-color: #cccccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 《環境指標》※51 ページの指標を、各方針のページに記載します。 </div> <div data-bbox="1155 576 2103 644" style="background-color: #cccccc; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"></div> <div data-bbox="1155 663 2103 718" style="background-color: #cccccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 施策3-1 自然とふれあう場の創出・活用 </div> <p data-bbox="1133 730 1536 762">① 自然とふれあう場の整備・活用</p> <ul data-bbox="1133 778 2125 954" style="list-style-type: none"> ●桶ヶ谷沼に生息する動植物を対象とした自然観察会を実施する。 ●公園や緑地などに自然を活かした憩いの空間、ふれあいの場を整備する。 ■地域や学校、保育園、幼稚園、こども園、事業者、環境保全団体などと連携した自然体験教室の開催により自然の恵みを活用する。 <p data-bbox="1133 970 1431 1002">② エコツーリズムの推進</p> <ul data-bbox="1133 1018 1834 1150" style="list-style-type: none"> ●自然とふれあうことのできる観光ルートを発掘・整備する。 ●農林水産業の体験ができる環境・施設の整備を支援する。 ●市民農園の利用を促進する。 |

目標3-2

周辺と調和した良好な景観の保全・創出

① 景観形成の推進

■開発や建築行為に対して、景観計画に基づく届出制度により良好な景観の誘導を図る。

■屋外広告物について、周辺の街並みとの調和に配慮するよう誘導を図る。

② 市民等と市の協働による景観形成

■景観条例に基づく表彰制度を活用し、地域固有の景観づくりを促進する。

■景観形成における市民や事業者の役割について啓発する。

目標3-3

歴史文化とふれあう機会の創出・活用

① 歴史文化遺産の保全

■国指定文化財をはじめとする各種文化財の整備及び保存活用を図る。

■市民の郷土に対する愛着と誇りが深まるよう、歴史的・文化的遺産の保護顕彰に努める。

② 歴史文化遺産の活用

■歴史・郷土資料等の展示、地域史の紹介を通じて、歴史・文化の継承や学習に活用する。

■地域の歴史文化への関心を高めることで、地域への愛着につながるよう広報活動や文化財の公開、学習会等を充実させる。

施策3-2

周辺と調和した良好な景観の保全・創出

① 景観形成の推進

●開発や建築行為に対して、景観計画に基づく届出制度により良好な景観の誘導を図る。

●屋外広告物について、周辺の街並みとの調和に配慮するよう誘導を図る。

② 市民等と市の協働による景観形成

●景観条例に基づく表彰制度を活用し、地域固有の景観づくりを促進する。

●景観形成における市民や事業者の役割について啓発する。

施策3-3

歴史文化とふれあう機会の創出・活用

① 歴史文化遺産の保全

●国指定文化財をはじめとする各種文化財の整備や保存活用を図る。

●郷土に対する愛着と誇りが深まるよう、歴史的・文化的遺産の保護顕彰に努める。

② 歴史文化遺産の活用

●歴史・郷土資料等の展示や地域史の紹介を通じて、歴史・文化の継承や学習に活用する。

●地域の歴史文化への関心を高めることで、地域に対する愛着につながるよう広報活動や文化財の公開、学習会等を充実させる。

●市民・事業者の主な取組み

| | 市民 | 事業者 |
|---|----|-----|
| ◆自然観察会や体験教室、講演会、シンポジウムなどに参加する。 | ○ | ○ |
| | | ○ |
| 体験型観光・農林水産業体験・森林教室等を企画・実施する。 | ○ | |
| ◆体験型観光・農林水産業体験・森林教室等に参加する。 | ○ | |
| ◆市民農園を積極的に利用する。 | ○ | ○ |
| ◆敷地内の巨樹や古木等を保全する。 | ○ | ○ |
| ◆地域特性を活かした良好な景観形成を進める。 | ○ | ○ |
| ◆良好な景観形成の大切さについて理解を深める。 | ○ | |
| ◆住宅や事業所を新築・改築する場合は、色彩や形状等を景観に配慮したデザインとする。 | ○ | ○ |
| ◆身近にある文化財等の歴史文化遺産の保護・保全に努める。 | ○ | ○ |
| ■地域の祭りや伝統・文化を大切にし、後世に継承していく。 | ○ | |

| 市民・事業者の主な取組み | 市民 | 事業者 |
|--|----|-----|
| 自然観察会や体験教室、講演会、シンポジウムなどに参加する。 | ● | ● |
| 事業所の敷地内や店舗等の緑化を推進する。 | | ● |
| 市民に対する農業体験や森林教室等を企画・実施する。 | | ● |
| 自然観察会や農水産業体験・森林教室等に参加する。 | ● | |
| 市民農園を積極的に利用する | | |
| 敷地内の巨樹や古木等を保全する。 | ● | ● |
| 開発行為は、自然の地形をできる限り活かし、周辺の景観と調和するよう努める。 | | ● |
| 良好な景観形成の大切さについて理解を深める。 | | |
| 住宅や事業所を新築・改築する場合は、色彩や形状等を景観に配慮したデザインとする。 | ● | ● |
| 身近にある文化財等の歴史文化遺産の保護・保全に努める。 | ● | ● |
| 地域の祭りや伝統・文化を大切にし、後世に継承していく。 | ● | |

| 変更前(前期計画) | 変更後(後期計画案) | | | | |
|---|----------------|----------------|--|-------|----------------|
| <div data-bbox="129 164 1037 252" style="background-color: #cccccc; padding: 5px;"> 4 基本方針4 3Rの取組みや環境にやさしい消費行動を推進します </div> <div data-bbox="129 284 392 320" style="background-color: #cccccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ●基本方針の考え方 </div> <p data-bbox="136 352 1108 469">環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、これまでの社会のあり方やライフスタイルを見直していく必要があります。市は資源の循環、ごみの減量と再資源化、水資源の適正利用等が促進するための取組みを行います。</p> <div data-bbox="129 539 448 576" style="background-color: #cccccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ●市の施策と主な取組み </div> <table border="1" data-bbox="129 608 1037 660" style="width: 100%; background-color: #cccccc; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">目標4-1</td> <td style="padding: 5px;">3Rの推進・廃棄物の適正処理</td> </tr> </table> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="107 671 1108 852">① 総合的な廃棄物対策や啓発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ■「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量及び再資源化を計画的に進める。 ■環境マネジメントシステム「エコアクション21」の取組みによりごみや紙使用量の削減等を推進する。 <li data-bbox="107 895 1108 963">② 3Rの推進 <ul style="list-style-type: none"> ■持続可能な資源循環型社会の定着を図るため、3Rの取組みを推進する。 <li data-bbox="107 1043 1108 1224">③ ごみの適正処理 <ul style="list-style-type: none"> ■わかりやすい分別ガイドブック、ごみカレンダー、ごみ分別アプリなどを活用して市民への意識啓発を行う。 ■廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設の整備・管理を計画的に進める。 <li data-bbox="107 1272 1108 1452">④ 不法投棄の防止 <ul style="list-style-type: none"> ■不法投棄パトロールの実施及び原因者特定の調査を行い、再発防止策を講じる。 ■監視カメラの設置、不法投棄防止看板の設置や貸与、啓発活動等を行う。 ■警察や関係自治体との連携を強化し、不法投棄の監視指導を行う。 | 目標4-1 | 3Rの推進・廃棄物の適正処理 | <div data-bbox="1153 164 2060 252" style="background-color: #cccccc; padding: 5px;"> 4 基本方針4 3Rの取組みや環境にやさしい消費行動を推進します </div> <div data-bbox="1153 284 2132 320" style="background-color: #cccccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ●基本方針の考え方 </div> <p data-bbox="1137 352 2132 469" style="color: red;">環境負荷の少ない持続可能な社会を実現するためには、これまでの社会のあり方やライフスタイルを見直していく必要があります。このため資源の循環・ごみの減量と再資源化、水資源の適正利用等の促進に取り組みます。</p> <div data-bbox="1137 491 1908 528" style="background-color: #cccccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 《環境指標》※51 ページの指標を、各方針のページに記載します。 </div> <div data-bbox="1153 550 2087 587" style="background-color: #cccccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ●市の施策と主な取組み </div> <table border="1" data-bbox="1153 627 2087 679" style="width: 100%; background-color: #cccccc; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">施策4-1</td> <td style="padding: 5px;">3Rの推進・廃棄物の適正処理</td> </tr> </table> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1131 691 2132 871" style="color: red;">① 総合的な廃棄物対策や啓発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ●「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量及び再資源化を計画的に進める。 ■環境マネジメントシステム「エコアクション21」の取組みによりごみや紙使用量の削減等を推進する。 <li data-bbox="1131 914 2132 983" style="color: red;">② 3Rの推進 <ul style="list-style-type: none"> ●持続可能な資源循環型社会の定着を図るため、3Rの取組みを推進する。 ●市・市民・事業者が協働して、食品ロス及びプラスチックごみの削減に取り組む。 <li data-bbox="1131 1062 2132 1211" style="color: red;">③ ごみの適正処理 <ul style="list-style-type: none"> ●わかりやすい「ごみ分別ガイドブック」「ごみカレンダー」「ごみ分別アプリ」などを活用して市民に対する意識啓発を行う。 ●廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設の整備・管理を計画的に進める。 <li data-bbox="1131 1254 2132 1441" style="color: red;">④ 不法投棄の防止 <ul style="list-style-type: none"> ●不法投棄パトロールを実施するとともに、確認した投棄物については調査等を行う。 ●監視カメラの設置や不法投棄防止看板の貸与とともに、不法投棄防止に関する啓発活動を行う。 ●警察や関係自治体の連携体制を強化して、不法投棄を監視・指導する。 | 施策4-1 | 3Rの推進・廃棄物の適正処理 |
| 目標4-1 | 3Rの推進・廃棄物の適正処理 | | | | |
| 施策4-1 | 3Rの推進・廃棄物の適正処理 | | | | |

目標4-2

グリーン購入・地産地消等の推進

①グリーン購入の推進

■グリーンマーク、エコマーク製品の購入を行うなど、グリーン購入の推進を図る。

② 地産地消の推進

■学校や保育園、幼稚園、こども園等の給食において地場産物を積極的に用いる。

■地場産品ふれあい施設の運用や地場産物の消費促進を図り、地産地消を推進する。

■森林資源の循環利用促進のため、木材の地産地消を進める。

③ 環境にやさしい消費行動の推進

■環境に配慮した消費行動がとれる消費者の育成を消費者団体と協働で実施する。

目標4-3

水循環の確保

① 水資源の計画的利用

■「水道事業ビジョン」を推進し、水資源の計画的な利用を行う。

■計画的に老朽管更新を実施し、無効水量（漏水量）の減量を図る。

② 総合的な地下水の保全

■「静岡県地下水の採取に関する条例」に基づき、地下水採取の適正化の推進及び地下水源の保全を図る。

③ 雨水浸透及び水源かん養の促進

■道路や公園の整備に雨水浸透施設（舗装、排水路等）を導入する。

■水源かん養機能を保全するため、適正な森林の保全・管理の支援を行う。

施策4-2

環境に配慮した消費行動の推進

~~② 地産地消の推進~~

~~●学校や保育園、幼稚園、こども園等の給食において地場産物を積極的に用いる。~~

~~■地場産品ふれあい施設の運用や地場産物の消費促進を図り、地産地消を推進する。~~

~~■森林資源の循環利用促進のため、木材の地産地消を進める。~~

① 環境にやさしい消費行動の推進

●環境に配慮した消費行動がとれる意識の醸成に市民団体等と協働で取り組む

② グリーン購入の推進

●市の物品購入等にグリーンマークやエコマーク製品を対象とした購入を行うなど、グリーン購入の推進を図る。

目標4-3

水循環の確保

① 水資源の計画的利用

●「水道事業ビジョン」に則り、水資源を計画的に利用する。

●計画的に老朽管を更新して、無効水量（漏水量）の減量を図る。

② 総合的な地下水の保全

●静岡県地下水の採取に関する条例に基づき、地下水採取の適正化や地下水源の保全を図る。

③ 雨水浸透や水源かん養の促進

●道路や公園は、可能な限り舗装や排水路等に雨水の浸透機能を付加した整備を取り入れる。

●森林の持つ水源かん養機能を保全するため、事業者や民間団体が行う植樹や伐採などの保全活動を支援する。

●市民・事業者の主な取組み

| | 市民 | 事業者 |
|---|----|-----|
| ◆ごみの分別と排出方法を守り、再資源化に努める。 | ○ | ○ |
| ◆レジ袋削減のために、マイバッグ運動への協力や簡易包装を行う。 | ○ | ○ |
| ◆食材の使い切りや食べ残しの削減、生ごみの水切りを行う。 | ○ | ○ |
| ◆事業活動に伴い発生した廃棄物はマニフェスト制度に従い、最終処分まで責任を持って処理する。 | | ○ |
| ◆産業廃棄物管理責任者の設置や処理委託先の実施確認等を行う。 | | ○ |
| ◆不法投棄がされにくい清潔な環境を維持する。 | ○ | ○ |
| | | |
| ◆詰め替えや長寿命商品等、環境にやさしい製品やサービスを選ぶ。 | ○ | ○ |
| ◆地元産の農作物を積極的に活用し、地産地消に努める。 | ○ | ○ |
| ◆家庭、事業所内での節水に心がける。 | ○ | ○ |

| 市民・事業者の主な取組み | 市民 | 事業者 |
|--------------------------------------|----|-----|
| ごみの分別と排出方法を守り、再資源化に努める。 | ● | ● |
| 家庭や事業所などから発生する食品ロスやプラスチックごみの削減に取り組む。 | ● | ● |
| 食材の使い切りや食べ残しの削減、生ごみの水切りを行う。 | ● | |
| 事業活動に伴う廃棄物は、最終処分まで責任を持って処理する。 | | ● |
| 産業廃棄物管理責任者を設置するなど関係法令を遵守する。 | | ● |
| 不法投棄がされにくい清潔な環境を維持する。 | ● | ● |
| 廃棄物処理は適正な事業者を選択する。 | ● | ● |
| 原材料や製造工程、廃棄時も含め環境に配慮した製品やサービスを選択する。 | ● | ● |
| 地元で作られた製品やサービスを積極的に活用し、地産地消に努める。 | ● | ● |
| 家庭や事業所の節水を心がける。 | ● | ● |

| 変更前(前期計画案) | 変更後(後期計画案) |
|--|--|
| <p data-bbox="174 181 797 213">5 基本方針5 地球温暖化対策に取り組みます</p> <p data-bbox="159 269 412 301">●基本方針の考え方</p> <p data-bbox="109 336 1075 496">深刻化する地球温暖化の主な原因は、私たち一人ひとりの日常生活や事業活動に伴う電気、ガス、石油等の使用によるエネルギー消費が積み重なって生じたものです。そのため、市は市民や事業者が、地球温暖化等の環境問題を理解できるように啓発するとともに、地球環境保全に向けた取組みを行います。</p> <p data-bbox="136 528 445 560">●市の施策と主な取組み</p> <p data-bbox="192 603 304 635">目標5-1</p> <p data-bbox="412 603 669 635">省エネルギーの推進</p> <p data-bbox="109 659 562 691">① 総合的な地球温暖化対策の推進</p> <ul data-bbox="109 700 1079 818" style="list-style-type: none"> ■「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を推進し、公共施設から発生する温室効果ガスを削減する。 ■環境マネジメントシステム「エコアクション21」に基づく取組みを行う。 <p data-bbox="109 831 551 863">② 公共施設での省エネルギー対策</p> <ul data-bbox="109 873 1099 991" style="list-style-type: none"> ■公共施設において、高効率機器の導入や緑のカーテンの設置を推進する。 ■市役所や出先機関等においてクールビズやウォームビズに取り組み、適正な冷暖房の温度設定に努める。 <p data-bbox="109 1003 580 1035">③ 家庭や事業所の省エネルギー対策</p> <ul data-bbox="109 1045 1099 1163" style="list-style-type: none"> ■事業所における環境マネジメントシステムの導入促進を図るため、「エコアクション21」認証取得や認証更新を支援する。 ■アース・キッズ事業により、家庭での省エネルギーの取組みを推進する。 <p data-bbox="109 1176 463 1208">④ 交通の省エネルギー対策</p> <ul data-bbox="109 1217 1099 1418" style="list-style-type: none"> ■公共交通機関の積極的な活用に関する呼びかけなどを実施するとともに、市職員がノーカーデーの取組みを実施する。 ■公用車の購入・買い替え時には、低燃費・低排出ガス認定自動車など低公害車を購入する。 ■デマンド型乗合タクシーの利用促進を図る。 | <p data-bbox="1126 164 1671 196">《基本方針5は第5章に移動するため、削除》</p> |

| 変更前(前期計画) | 変更後(後期計画案) |
|--|--|
| <p data-bbox="129 213 1093 264">目標5-2 地域の特色を活かした再生可能エネルギーの普及促進</p> <p data-bbox="107 277 495 309">① 再生可能エネルギーの導入</p> <ul data-bbox="107 325 1070 501" style="list-style-type: none"> ■公共施設において、太陽光や風力等の再生可能エネルギーの活用を行う。 ■住宅用太陽光発電システムや住宅用太陽熱利用システム、家庭用蓄電池等、家庭で活用できる再生可能エネルギー設備の設置を促進する。 ■ごみ焼却に伴い発生する熱エネルギーを発電や給湯等に有効利用する。 <p data-bbox="129 520 1093 571">目標5-3 低炭素型社会の推進</p> <p data-bbox="107 584 719 616">① 環境と経済を両立するビジネススタイルの促進</p> <ul data-bbox="107 632 1077 807" style="list-style-type: none"> ■新しい技術を活用した次世代型農水産業を支援する。 ■新たな電力需給システムを構築し、環境負荷の低減に寄与する地産地消型エネルギー供給事業に取り組む。 ■事業者との共同研究による新エネルギー導入の検討を行う。 <p data-bbox="107 823 472 855">② 低炭素なまちづくりの推進</p> <ul data-bbox="107 871 1032 999" style="list-style-type: none"> ■「スマートハウス」や「スマートコミュニティ」普及のための施策を検討する。 ■「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」型の都市づくりを進める。 ■EV(電気自動車)などの次世代自動車の普及促進に努める。 <p data-bbox="107 1015 405 1046">③ フロン類対策の推進</p> <ul data-bbox="107 1062 1070 1190" style="list-style-type: none"> ■公共建築物内の機器の定期的な点検等を促進することで漏えい防止を図る。 ■「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」に基づく取組みを事業者にも周知するため啓発を行う。 | <p data-bbox="1128 213 1671 245">《基本方針5は第5章に移動するため、削除》</p> |

変更前(前期計画)

6 基本方針6 環境教育を推進します

●基本方針の考え方

環境問題の解決には、市・市民・事業者が人と環境との関わりなどについて基本的な知識を学び、その理解を深め、環境に対する意識の醸成を行うことが必要不可欠です。そのため、市は地域や学校、保育園、幼稚園、こども園等、幼児から大人まで幅広く環境教育や環境保全活動の推進を図ります。

●市の施策と主な取組み

目標6-1

環境教育の推進

- ① 学校や保育園、幼稚園、こども園、地域等における環境教育
 - 総合的な学習の時間や各教科の時間を利用し、環境教育を広く取り入れ発達段階において環境について考察し、判断する力を育てる。
 - 保育園、幼稚園、こども園において自然とのふれあい体験を推進し幼児期から自然を大切にすることを育む。
 - 緑のカーテンや太陽光発電設備等を題材に環境保全や環境負荷低減のための取組みについて理解を深める。
 - 「第3次食育推進計画」に基づき、食を通じて環境にやさしい心を育む食育に関する取組みを推進する。
- ② 環境体験学習の推進
 - 桶ヶ谷沼ビジターセンターや竜洋昆虫自然観察公園、いわたエコパーク、ひょうたん池、大池等を環境教育の拠点として活用する。
 - 市民や事業者を対象とした環境保全講演会を開催する。
 - 環境保全団体等のネットワーク化を図る。
 - 学校、保育園、幼稚園、こども園と環境保全団体等との協働のためのマッチングを支援する。

変更後(後期計画案)

5 基本方針5 環境教育を推進します

時代とともに変わりゆく様々な環境問題を解決するには、多くの市民や事業者が人と自然の関わりから学び、理解を深めることが大切です。このため幼児から大人まで広く環境に対する教育や活動の充実を図ります。

《環境指標》※52 ページの指標を、各方針のページに記載します。

施策5-1

環境教育の推進

- ① 園や学校、地域等における環境教育の推進
 - 人と自然の関わりを学ぶことで身近な環境の課題を認識し、日常生活から環境負荷を減らす行動を実践する意識を養う。
 - 幼稚園・保育園等で動植物等に触れる機会を増やすことで、幼児期から自然を大切にすることを育む。
 - 地球温暖化や再生可能エネルギー等を題材にした授業を行うなどして、環境の保全や負荷低減の重要性について児童・生徒の理解を深める。
 - 健康づくりの指針である「健幸いわた 21」に基づき、環境にやさしい心を育む食育の推進に効果的かつ効率的に取り組む。
- ② 環境体験学習の推進
 - 桶ヶ谷沼ビジターセンター等を環境教育の場として活用する。
 - 市民や事業者に向けた学びの場等を創出し環境保全に対する意識を啓発する。
 - ~~環境保全団体等のネットワーク化を図る。~~
 - 園や学校へ環境に貢献する団体等の情報を提供し、協働による学習の機会を増やす。

目標6-2

環境保全活動の推進

① 各主体の環境保全活動の推進

- 「エコアクション 21」などの環境マネジメントシステムの認証取得等を支援し、省エネルギーの啓発を図る。
- 磐田市環境保全推進協議会における環境保全活動を支援する。
- 市民や環境保全団体が行う環境教育や環境保全活動を支援する。

目標6-3

環境情報の活用と協働による環境施策の推進

① 情報の積極的な提供・活用

- 本市の環境に関する取組みについてホームページなどで積極的に公開する。
- 市民や環境保全団体、事業者、学校、保育園、幼稚園、こども園等の環境教育や環境に関する取組みについての情報を広く収集し広報する。
- 市ホームページや広報いわたなどに加えて、情報発信技術を活用し市民や事業者が利用しやすい効果的な情報発信を行う。

② 環境基本計画の推進・見直し

- 市・市民・事業者の協働により第2次環境基本計画を推進し、定期的に見直しを行う。
- 第2次環境基本計画の年次報告書を作成し、進捗状況を毎年度公開する。

③ 協働による環境施策の推進

- 環境市民会議を開催し、環境施策等への提言や協力を仰ぐ。
- 人や社会・環境に配慮した新たな環境施策について検討し、日常生活での浸透を深めるため啓発に取り組む。
- 環境保全団体等と協働し、家庭や地域における啓発に努め市民一人ひとりが3Rや省エネ行動を実践するよう推進する。

施策5-2

環境保全活動の推進

① 各主体の環境保全活動の推進

- 市民や事業者等が行う環境教育や環境保全活動を支援する。
- ~~市民や環境保全団体が行う環境教育や環境保全活動を支援する。~~

施策5-3

環境情報の活用と協働による環境施策の推進

① 環境情報の積極的な提供・活用

- 環境資源を市ホームページ等で積極的に発信する。
- 市民や団体・事業者・園や学校等が行う環境教育や環境に関する取組みの情報を広く発信する。
- ~~市ホームページや広報いわたなどに加えて、情報発信技術を活用し市民や事業者が利用しやすい効果的な情報発信を行う。~~

② 環境基本計画の推進・見直し

- 第2次環境基本計画後期計画の進捗を毎年度検証する中で報告書を作成し、市ホームページで公開する。
- 市・市民・事業者の協働により推進し、その進捗状況を踏まえ、第3次環境基本計画を策定する。

③ 協働による環境施策の推進

- 環境市民会議を開催し、市民や事業者、有識者などから環境施策等に対する多様な提言を受けるとともに、その政策推進に向けた協力を仰ぐ。
- ~~人や社会・環境に配慮した新たな環境施策について検討し、日常生活での浸透を深めるため啓発に取り組む。~~
- 市民活動団体や事業者等の様々な団体等と協働し、家庭や地域における啓発に努め市民一人ひとりが3Rや省エネ行動を実践するよう推進する。
- 市民活動団体や事業者等の様々な団体等と協働し、環境課題に対応する。

●市民・事業者の主な取組み

| | 市民 | 事業者 |
|--|----|-----|
| ◆自然観察会や体験教室、環境保全講演会等に積極的に参加する。 | ○ | ○ |
| ◆環境に関心を持ち、生涯を通じて環境教育・環境学習に取り組むよう心がける。 | ○ | ○ |
| ◆従業員に対する環境教育を行う。 | | ○ |
| ◆学校や保育園、幼稚園、こども園等の環境教育の取組みに協力し、資料提供・講師派遣や施設見学等を実施する。 | | ○ |
| ◆環境についての情報を広く収集し、情報提供に協力する。 | ○ | ○ |
| ◆環境保全団体に参加する。 | ○ | ○ |
| ◆環境市民会議に参加する。 | ○ | ○ |
| ◆環境基本計画に関心をもち、市民や事業者の取組みを実践する。 | ○ | ○ |

| 市民・事業者の主な取組み | 市民 | 事業者 |
|---|----|-----|
| 自然観察会や体験教室、環境保全講演会等に積極的に参加する。 | ● | ● |
| 環境に関心を持ち、生涯を通じて環境教育・環境学習に取り組むよう心がける。 | ● | ● |
| 事業者は環境に関連する法令を遵守し、従業員に対する環境教育を実施するよう努める。 | | ● |
| 学校や保育園、幼稚園、こども園等の環境教育の取組みに協力し、資料提供・講師派遣や施設見学等を実施する。 | | ● |
| 環境についての情報を広く収集し、情報提供に協力する。 | ● | ● |
| 環境保全団体の活動に積極的に参加・協力する。 | ● | ● |
| 日常生活における環境への配慮について学び、家庭や職場で共有する。 | ● | ● |
| 環境基本計画に関心をもち、主体的に取組みを実践する。 | ● | ● |

| 変更前(前期計画) | 変更後(後期計画案) |
|-----------|--|
| | <p>《新設》</p> <p>第5章 地球温暖化対策</p> <p>I 地球温暖化対策の概要</p> <p>地球温暖化が原因とされる集中豪雨による土砂災害や河川の氾濫等が増加し、市民の安全が脅かされています。このため 2050 年カーボンニュートラルの実現を目指し、温室効果ガスやエネルギーの削減により地球温暖化の防止や気候変動の緩和の実現に努めます。</p> <p>■目的</p> <p>国や静岡県の実施も踏まえつつ、市民・事業者・市がそれぞれ主体となって連携しながら、温室効果ガスの排出量を削減するとともに、進行する気候変動の備えも図っていくことを目的とします。</p> <p>■位置づけ</p> <p>本章は、これまでの地球温暖化対策に加え、新たに 2050 年のカーボンニュートラルの実現を目指す視点を加え、「基本方針 6 地球温暖化対策に取り組みます」の中で、具体的な施策を示していきます。</p> <p>また、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく地方公共団体実行計画として「磐田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」、気候変動適応法第 12 条に基づく「磐田市気候変動適応計画」として位置づけます。</p> |

■対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき削減対象とする7種類のガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素)とします。

なお、これらのうち温室効果ガスの75%以上を占めると言われる二酸化炭素を施策の主な対象とします。

《「温室効果ガスの種類と主な排出要因」表:計画案34ページ参照》

■地球温暖化に対する二つの施策(緩和と適応)

地球温暖化対策は、原因となる温室効果ガスの排出を抑制し、この進行を緩和する施策(緩和策)と地球温暖化による影響に備える施策(適応策)に分類することができます。これまで取り組んできた省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入は、温室効果ガスの排出を抑制する緩和策であり、引き続きこの施策を着実に実施していきます。

一方で、これらの施策を十分に実施したとしても、大気中に蓄積された温室効果ガスの影響は今後も続くとされています。そのため集中豪雨等の気候変動の影響に備える適応策を整えることで、私たちを取り巻く社会や経済の健全な発展、自然環境の保全を図っていきます。

このことから「地球温暖化対策に取り組みます(基本方針6)」は、消費エネルギーの削減や再生可能エネルギーの普及促進等を掲げた緩和策と気候変動に備える適応策の2つに分けて示していきます。

なお、地球温暖化対策に向けた施策のうち廃棄物の削減や資源循環に係る部分は、本計画の「基本方針4 3R の取組みや環境にやさしい消費行動を推進します」(28頁)の中で整理したことから、本施策に含めません。

《図:計画案35ページ参照》

《「地球温暖化対策の施策」表:計画案35ページ参照》

■「地域脱炭素化促進事業」に関する考え方

令和3年6月の地球温暖化対策の推進に関する法律の改正で、同法に「脱炭素社会の実現」が基本理念として明記されるとともに、地方自治体が取組むべき「地域脱炭素化事業」が盛り込まれました。

この事業は、地域の実情に即した再生可能エネルギーの活用による脱炭素化や環境保全と社会経済の持続的な発展を目的としています。本市は、2030年度の温室効果ガスの削減目標と2050年の脱炭素社会の実現を目指して、同事業を推進していきます。

1 目標

2030年度の温室効果ガスの削減目標と2050年の脱炭素社会の実現

2 対象となる促進区域

市の所有施設や未利用地

3 地域脱炭素化促進施設の種類

太陽光等を活用した再生可能エネルギー発電施設

4 地域の脱炭素化の取組に関する事項

環境教育プログラムの提供

5 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組み

① 地域の環境を保全するための取組み

脱炭素化を促進する施設の整備における関連する法令やガイドラインの遵守

② 地域の経済及び社会の持続的発展に関する取組み

脱炭素化を促進する施設で発電した電力を促進区域における公共施設で活用

脱炭素化を促進する施設を災害時の非常用電源として活用

| 変更前(前期計画) | 変更後(後期計画案) |
|-----------|--|
| | <p data-bbox="1144 172 2089 220">2 温室効果ガス排出の現状</p> <p data-bbox="1115 233 1576 264">■本市の温室効果ガス排出量の推移</p> <p data-bbox="1115 280 2119 408">2019(令和元)年度の温室効果ガス総排出量は約158万トンであり、温室効果ガスの削減に関し基準となる年度である2013(平成25)年度と比較すると約26.6%減少しています。</p> <p data-bbox="1115 424 2119 504">また、2019(令和元)年度の温室効果ガス排出量の内訳は、二酸化炭素が91.5%と最も多く、次いでハイドロフルオロカーボン類が4.7%となっています。</p> <p data-bbox="1115 568 2074 600">《「磐田市の温室効果ガス排出量の推移」表とグラフ:計画案37ページ参照》</p> <p data-bbox="1115 616 2119 695">《「2019年度磐田市の温室効果ガス排出量割合」グラフ:計画案38ページ参照》</p> <p data-bbox="1115 711 1402 743">■ 部門・分野の考え方</p> <p data-bbox="1115 759 2119 839">温室効果ガスの排出量は、温暖化対策に向けた施策に対応しやすいよう、国の研究所や統計区分に基づき下表のとおり部門や分野に分けて整理しています。</p> <p data-bbox="1115 855 2119 1031">ガス類は、エネルギーの消費に伴う「エネルギー起源CO₂」とそれ以外の「エネルギー起源CO₂以外のガス」の2つに分類しています。このうち「エネルギー起源CO₂」は、「産業部門」、「業務その他の部門」、「家庭部門」、「運輸部門」「エネルギー転換部門」の5つの部門に区分しています。</p> <p data-bbox="1115 1046 2119 1126">また、「エネルギー起源CO₂以外のガス」は、「燃料の燃焼分野」、「工業プロセス分野」、「農業分野」、「廃棄物分野」の4つの部門に区分しています。</p> <p data-bbox="1115 1142 2018 1174">《「部門・分野別の温室効果ガスの排出要因」表:計画案38ページ参照》</p> |

■部門別の二酸化炭素排出量

温室効果ガスの排出量のうち、最も多くを占める二酸化炭素の排出量を部門別に分類すると産業部門が最も多く、全体の約60%を占めています。

また、2019(令和元)年の二酸化炭素排出量を2013(平成25)年度のものと比較すると、約28.5%減少し、産業部門は約34.9%減少しています。

《「磐田市の部門別二酸化炭素排出量の推移」表とグラフ:計画案39ページ参照》

《「2019年度磐田市の部門別二酸化炭素排出量の内訳」グラフ:計画案39ページ参照》

3

温室効果ガス排出量の将来予測

■温室効果ガス排出量の将来予測

2050年のカーボンニュートラルを目指すため、まず温室効果ガスの排出量の状況を推計する必要があることから、人口や経済等の将来動向を統計資料の数値を参考に2030年と2050年の二酸化炭素の排出量を算出します。

また推計は、今後追加的な対策をとらず設備等の技術や性能・生活の様式が現時点のまま推移した「①脱炭素に向けた追加の対策を実施しない場合」と新たな省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入等の脱炭素に向けた対策を行う「②脱炭素に向けた追加の対策を実施する場合」の2つに分けて考えます。

■①脱炭素に向けた追加の対策を実施しない場合

2050年度の二酸化炭素の排出量は、予測される人口の推移や経済成長率を参考に推計したところ、将来推計人口の減少により社会規模が縮小されることから2013年度の同排出量と比較し、約22%減少すると予測されます。

《「磐田市の部門別二酸化炭素排出量の推移」表とグラフ:計画案 40 ページ参照》

■②脱炭素に向けた追加の対策を実施する場合

2050年度のカーボンニュートラルを達成した場合の将来予測は、以下のとおりです。

脱炭素社会は、エネルギー使用における省エネルギー化や再生可能エネルギーの更なる拡大を進めることに加え、革新的な技術の開発が無ければ達成できないものです。

これを踏まえ 2050 年の状況を推測すると、2013年度の二酸化炭素の排出量から省エネルギーの推進により約 65.0%が削減、再生可能エネルギーの最大限の導入により約 32.9%が削減されることとなります。削減が難しい残りの 2.1%を森林の二酸化炭素吸収により相殺し、実質ゼロとなります。

《「磐田市の部門別二酸化炭素排出量の推移」表とグラフ:計画案 41 ページ参照》

4 温室効果ガス排出量の削減目標

地球温暖化が理由と思われる集中豪雨による浸水や猛暑による熱中症が増加傾向にあり、更なるリスクの増大等も懸念されています。このように温室効果ガスの増加による気候変動は、私たちの健康や経済に直接的な影響を及ぼす喫緊の課題となっています。

本市は、温室効果ガス排出量の削減目標を定め、そこを目指し施策を推進することで持続可能な社会を将来の世代に引き継いでいきます。

■削減目標の考え方

本市の温室効果ガス排出量の削減目標は、2021(令和3)年に国が示した目標を踏まえ、2030(令和12)年度までに、2013(平成 25)年度の排出量から46%の削減を目指します。また、長期的な目標として 2050 年に温室効果ガス排出量の実質ゼロ(カーボンニュートラル)を目指します。

■長期的な温室効果ガス排出量削減目標

市域の温室効果ガス排出量削減率 目標値 2030年度 46%

市の施設の温室効果ガス排出量削減率 目標値 2030年度 46%

《表:計画案 42 ページ参照》

■部門分野別の二酸化炭素排出量の削減目標

産業部門 2030年度削減率 44%

業務その他部門 2030年度削減率 51%

家庭部門 2030年度削減率 66%

運輸部門 2030年度削減率 35%

《表:計画案 42 ページ参照》

| 変更前(前期計画) | 変更後(後期計画案) |
|-----------|---|
| | <p data-bbox="1142 167 2089 215">5 地球温暖化対策に取り組みます(基本方針6)</p> <p data-bbox="1115 231 2119 406">2050年カーボンニュートラルの実現に向けて市民・事業者それぞれが温室効果ガスを排出する当事者であることを認識するとともに、環境負荷の少ない製品やサービス、ライフスタイルを賢く選択することで、地球にやさしい持続可能な社会の実現を目指します。</p> <p data-bbox="1115 422 1890 454">《環境指標》※52ページの指標を、各方針のページに記載します。</p> <p data-bbox="1115 518 1234 550">I 緩和策</p> <p data-bbox="1142 566 2089 614">施策6-1 消費エネルギーの削減</p> <p data-bbox="1115 630 1442 662">①市の施設等における削減</p> <ul data-bbox="1115 678 2119 837" style="list-style-type: none"> ●施設等の適正な維持管理を行う中で、新設や更新に際しエネルギー使用の効率化を目指す。 ●公用車の更新計画を適宜見直す中で、次世代自動車の導入を検討する。 ●消費エネルギーの削減につながる行動を積極的に推進する。 <p data-bbox="1115 853 1357 885">②家庭における削減</p> <ul data-bbox="1115 901 2029 1013" style="list-style-type: none"> ●消費エネルギーの削減に関する情報を提供する。 ●HEMS等使用するエネルギーの最適化を目指すシステムの導入を支援する。 ●消費エネルギーの削減につながる行動を推進する。 <p data-bbox="1115 1029 1402 1061">③事業活動に伴う削減</p> <ul data-bbox="1115 1077 2119 1300" style="list-style-type: none"> ●建物等の改修や省エネ機器の導入で環境負荷の低減を図る事業者を支援する。 ●省エネ法や関係する補助制度の情報を提供する。 ●エコアクション21等の環境マネジメントシステムの導入により消費エネルギーの削減を目指す事業者を支援する。 |

施策6-2

再生可能エネルギーの利用促進

①市の施設における利用促進

●施設や所有地について再生可能エネルギー設備の設置に向けた可能性を調査・検討し導入を目指す。②家庭における利用促進

●住宅用太陽光発電システムや蓄電池等、家庭で活用できる再生可能エネルギー設備の設置を促進する。

③事業活動に伴う利用促進

●中小企業等の事業活動における再生可能エネルギーの普及・利用を促進する。

④地域における普及促進

●地域資源を活用した再生可能エネルギーの適切な導入について研究する。

●地域と調和した再生可能エネルギー発電事業を推進する。

施策6-3

脱炭素社会の推進

①地球温暖化に関する意識啓発や情報提供

●地球温暖化対策に関する情報を積極的に収集し、広く市民・事業者へ配信する。

●小中学生に向けた地球温暖化に関する啓発事業を実施する。

②環境に配慮した事業経営の実現に向けた支援

●脱炭素の先進的な事例を事業者へ紹介する。

●在宅勤務に関する環境整備について事業者に向けた啓発を図る。

●事業者の脱炭素に関する研究開発や新技術の導入を支援する。

●カーボンニュートラルに配慮した工業用地の整備を目指す。

③交通に関する脱炭素の推進

●磐田市地域公共交通計画に基づき、持続可能な公共交通政策を推進する。

●公共交通の利用を促進する。

●AIや自動運転技術の活用など新たな公共交通の導入を研究する。

●都市基盤の整備に徒歩や自転車の利用を促進する視点を取り入れる。

施策6-4

森林吸収源の保全

①森林の適正な整備による森林吸収源の確保

- 森林の持つ二酸化炭素吸収効果の情報を提供する中で、所有者に対し適正な森林整備を促す。
- 産官学の連携により森林の整備における技術の向上を目指す。
- 市の施策における県産材の利用を促進する。

●市民・事業者の主な取組み

| | 市民 | 事業者 |
|---|----|-----|
| ◆こまめに電源を切るなど、無駄な電気使用量を減らす。 | ○ | ○ |
| ◆「エコアクション 21」などの環境マネジメントシステムの取得に取り組む。 | | ○ |
| ◆高効率照明(LED など)や高効率給湯器(ヒートポンプ給湯器、潜熱回収給湯器)等の省エネルギー設備を積極的に取り入れる。 | ○ | ○ |
| ◆クールビズやウォームビズに取り組む、適正な冷暖房の温度設定に努める。 | ○ | ○ |
| ◆外出時にはマイカーの使用を控え、バスや鉄道等の公共交通機関の利用や、自転車・徒歩による移動を心がける。 | ○ | ○ |
| ◆アイドリングストップや、急加速をせずに早めのアクセルオフを心がけるなどのエコドライブを実践する。 | ○ | ○ |
| ◆住宅用太陽光発電システムや家庭用蓄電池、住宅用太陽熱利用システムなどを導入する。 | ○ | |
| ◆スマートハウスの導入の検討、普及啓発をする。 | ○ | ○ |
| ◆再生可能エネルギー施設の見学等を行い、理解を深める。 | | |

| 市民・事業者の主な取組み | 市民 | 事業者 |
|--|----|-----|
| ◆こまめに電源を切るなど、無駄な電気使用量を減らす。 | ⊖ | ⊖ |
| ◆「エコアクション 21」などの環境マネジメントシステムの取得に取り組む。 | | ⊖ |
| 高効率照明や高効率給湯器(ヒートポンプ給湯器、潜熱回収給湯器)等の省エネルギー設備を積極的に取り入れる。 | ● | ● |
| クールビズやウォームビズに取り組む、適正な冷暖房の温度設定に努める。 | ● | ● |
| 健康と環境に配慮し、近距離は自転車や徒歩で移動するよう心がける。 | ● | ● |
| アイドリングストップや、急加速をせずに早めのアクセルオフを心がけるなどエコドライブを実践する。 | ● | ● |
| 住宅や建物の新築時には太陽光発電システムや蓄電池を備えるなど、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入を検討する。 | ● | ● |
| 次世代自動車(EV・PHV・燃料電池自動車等)を導入する。 | ● | ● |
| 日常生活における脱炭素行動について学び、実践を心がける。 | ● | ● |

| 変更前(前期計画) | 変更後(後期計画案) |
|-----------|---|
| | <p data-bbox="1126 167 2042 199">2 適応策(気候変動適応法第12条に基づく「磐田市気候変動適応計画」)</p> <p data-bbox="1126 215 2119 295">これまで取り組んできた気候変動に備える施策のうち以下の施策について、継続して取り組んでいきます。</p> <div data-bbox="1133 347 2065 399" style="background-color: #cccccc; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-between;"> 施策6-5 気候変動適応策の推進 </div> <p data-bbox="1126 411 1480 443">■気候変動適応の施策一覧</p> <p data-bbox="1126 459 1447 491">《計画案 45 ページ参照》</p> <p data-bbox="1126 507 1868 539">■2050年カーボンニュートラルの実現に向けたロードマップ</p> <p data-bbox="1126 555 1491 587">《計画案 46,47 ページ参照》</p> <p data-bbox="1126 603 1603 635">■わたしたちが想像する2050年の姿</p> <p data-bbox="1126 651 1491 683">《計画案 48,49 ページ参照》</p> |

変更前(前期計画)

基本方針1 暮らしやすさが実感できる環境をつくります

| 環境指標 | 指標の内容 | 現状 (2016) (H28) | 目標値 (2022) (H34) |
|------------------|---|-----------------------|------------------------|
| 水質に係る 環境基準達成率 | 河川(環境基準の類型指定がある地点)における BOD に関する環境基準を達成した測定地点の割合 ※BOD(生物化学的酸素要求量) | 100% | 100% |
| 大気に係る 環境基準達成率 | 二酸化硫黄(SO ₂)、二酸化窒素(NO ₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、微小粒子状物質(PM2.5)に関する環境基準を達成した測定地点の割合 | 100% | 100% |
| 汚水処理人口 普及率 | し尿・生活雑排水の処理人口(公共下水道+農業集落排水+合併処理浄化槽) / 住民基本台帳登録人口 | 88.8% | 93.48% (H33) |

変更後(後期計画案)

基本方針1 暮らしやすさが実感できる環境をつくります

| 環境指標 | 指標の内容 | 現状 (2021) (令和3年) | 目標値 (2027) (令和9年) |
|------------------|--|------------------------|-------------------------|
| 水質に係る 環境基準達成率 | 河川における生物化学的酸素要求量(BOD)に関する環境基準を達成した測定地点の割合 | 100% | 100% |
| 大気に係る 環境基準達成率 | 二酸化硫黄(SO ₂)、二酸化窒素(NO ₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、微小粒子状物質(PM2.5)に関する環境基準を達成した測定地点の割合 | 100% | 100% |
| 汚水処理人口 普及率 | し尿・生活雑排水の処理人口の割合。 具体には、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽により汚水が処理されている人口を住民基本台帳登録人口で除したもの。 ※目標値は「磐田市一般廃棄物処理基本計画」に準ずる | 91.7% | 95.0% (2026) |

変更前(前期計画)

基本方針2 豊かな自然環境を守ります

| 環境指標 | 指標の内容 | 現状 (2016) (H28) | 目標値 (2022) (H34) |
|-----------------|---|-----------------------|------------------------------------|
| 市民一人当たりの都市公園等面積 | 都市公園等の市民一人当たりの確保量 ※都市公園等:都市公園、民間開発等により開設された公園、交流センター、学校等のグラウンド、市民農園等 ※目標値は「磐田市緑の基本計画」に準ずる | 15.52 m ² | ※ 21.27 m ² (H38) |
| 市内の耕作放棄地面積 | 市内における耕作放棄地の面積 ※耕作放棄地:農作物が1年以上作付けされず、農家が今後数年の間に再び耕作する意志のない農地(田畑、果樹園) | 98.33ha | 93.0ha |
| ベッコウトンボ定量調査発生数 | ベッコウトンボ個体数調査で確認された頭数 ※ベッコウトンボ:環境省第4次レッドリストにおいて絶滅危惧IA類に指定されており、自然環境保護のシンボルとして磐田市の昆虫として選定されている | 253 頭 | 200 頭 以上 |

変更後(後期計画案)

基本方針2 豊かな自然環境を守ります

| 環境指標 | 指標の内容 | 現状 (2021) (令和3年) | 目標値 (2027) (令和9年) |
|-----------------|---|------------------------|-------------------------------------|
| 市民一人当たりの都市公園等面積 | 市民一人当たりの都市公園等面積 都市公園等の市民一人当たりの確保量。その対象として、民間開発等により開設された公園、交流センター、学校等のグラウンド、市民農園等を含む。 ※目標値は「磐田市緑の基本計画」に準ずる | 15.79 m ² | ※ 21.27 m ² (2026) |
| 市内の耕作放棄地面積 | 耕作放棄地面積 1年以上作付けされず、今後数年の間に耕作する意志のない農地の面積 | 85.4ha | 85.0ha |
| ベッコウトンボ定量調査発生数 | ベッコウトンボの定量調査発生数 ※第4次レッドリストで絶滅危惧IA類に指定されているベッコウトンボが例年行う個体数調査で確認できた頭数 | 67 頭 | 200 頭 以上 |

変更前(前期計画)

基本方針3 自然・歴史文化とふれあう機会をつくります

| 環境指標 | 指標の内容 | 現状 (2016) (H28) | 目標値 (2022) (H34) |
|-----------------------------|---|-----------------------|------------------------|
| 自然観察会等への参加人数 | 自然観察会や体験教室、環境保全啓発行事等への参加人数 | 586人 | 700人 |
| 歴史文化とふれあう市の施策に「満足」している市民の割合 | 普及啓発のための企画展等で実施するアンケート調査において、「満足」「良かった」等肯定的な回答の割合 | 83.8% | 90.0%以上 |
| 文化財関係施設への入館者数 | 旧見付学校・旧赤松家記念館・埋蔵文化財センター・竜洋郷土資料館・豊岡農村民俗資料館の入場者数の合計/年 | 41,010人 | 48,500人 (H33) |

変更後(後期計画案)

基本方針3 自然・歴史文化とふれあう機会をつくります

| 環境指標 | 指標の内容 | 現状 (2021) (令和3年) | 目標値 (2027) (令和9年) |
|-----------------------------|---|------------------------|-------------------------|
| 自然観察会等に参加した人数 | 自然観察会や体験教室、環境保全啓発行事等の参加人数 | 236人 | 700人 |
| 歴史文化とふれあう市の施策に「満足」している市民の割合 | 普及啓発のための企画展等で実施するアンケート調査において、「満足」「良かった」等肯定的な回答の割合 | 90.9% | 90.0% |
| 文化財関係施設の入館者数 | 旧見付学校・旧赤松家記念館・埋蔵文化財センター・竜洋郷土資料館における年間入場者数 | 28,259人 | 30,000人 |

変更前(前期計画)

基本方針4 3Rの取組みや環境にやさしい消費行動を推進します

| 環境指標 | 指標の内容 | 現状 (2016) (H28) | 目標値 (2022) (H34) |
|--------------|---|-----------------------|------------------------|
| 1人1日当たりごみ排出量 | 一般廃棄物総排出量/365日/人口 (※資源集団回収量を含まない) ※一般廃棄物:家庭から排出されるごみと、事業活動に伴って発生するごみのうち産業廃棄物以外のごみ | 697g /人・日 | 685g /人・日 (H33) |
| 地場産物を使用する割合 | 学校給食における地場産物を使用する割合 (使用している品目数/全体品目数) | 16.3% (H29) | 20.0% (H35) |
| 上水道有効率 | 有効水量(有収水量+無収水量)/総給水量 ※有収水量:料金の対象となった水量 ※無収水量:料金徴収の対象とならないが、有効に利用された水量(消火栓等) | 86.9% | 88.1% |

変更後(後期計画案)

基本方針4 3Rの取組みや環境にやさしい消費行動を推進します

| 環境指標 | 指標の内容 | 現状 (2021) (令和3年) | 目標値 (2027) (令和9年) |
|---------------|---|------------------------|-------------------------|
| 1人1日当たりのごみ排出量 | 一般廃棄物総排出量/365日/人口 市民1人が1日に排出する「家庭から排出されるごみ」と「事業活動で発生した産業廃棄物以外のごみ」の量。ただし、資源回収分を含まない。 ※目標値は「磐田市一般廃棄物処理基本計画」に準ずる | 716g /人・日 | 696g /人・日 |
| グリーン購入物品の購入率 | 市が購入する物品のうちグリーン購入法の特定品目について、グリーンマークのあるものを購入した比率 | 94.8% | 100% |
| 上水道有効率 | 「料金の対象となった水量」と「消火など料金に関係なく有効に利用された水量」の合計を送り出した総給水量で除したものの有効水量(有収水量+無収水量)/総給水量 | 86.6% | 88.7% |

変更前(前期計画)

基本方針 5 地球温暖化対策に取り組みます

| 環境指標 | 指標の内容 | 現状 (2016) (H28) | 目標値 (2022) (H34) |
|------------------|---|-----------------------|------------------------|
| 公共施設からの温室効果ガス削減率 | 市の事務及び事業に伴って排出される温室効果ガス排出量の削減率(対平成24年度比) ※目標値は「磐田市地球温暖化実行計画(事務事業編)」に準ずる | 8.1% | ※ 4.7% (H30) |
| エコアクション21認証登録の継続 | 市における環境マネジメントシステム「エコアクション21」認証登録の継続 ※エコアクション21:環境省が策定したあらゆる事業者が効果的、効率的、継続的に環境に取り組むための仕組み | 認証登録を継続 | 認証登録を継続 |
| 住宅用太陽光普及率 | 太陽光発電設備(10kw未満)導入件数/世帯数 ※静岡県は、「ふじのくに新エネルギー導入倍增プラン」で住宅用太陽光普及率10%(2020)を目標値として掲げている | 8.3% | 12.0% |

変更後(後期計画案)

基本方針 6 地球温暖化対策に取り組みます

| 環境指標 | 指標の内容 | 現状 (2021) (令和3年) | 目標値 (2027) (令和9年) |
|--------------------|--|------------------------|-------------------------|
| 市の施設の温室効果ガス削減率 | 市の事業における温室効果ガスの排出量の削減率(2013年度比) | 25.7% | 46% (2030) |
| 住宅用太陽光発電システムの導入件数 | 10kw未満の太陽光発電設備導入件数 ※目標値は「磐田市総合計画」に準ずる | 7,407件 | 9,000件 (2026) |
| 地球温暖化に関する啓発事業の参加人数 | 地球温暖化対策に関連する学習に参加した小中学校の児童生徒数 | 1,299人 | 1,300人以上 |

変更前(前期計画)

基本方針 6 環境教育を推進します

| 環境指標 | 指標の内容 | 現状 (2016) (H28) | 目標値 (2022) (H34) |
|--------------------|--|-----------------------|------------------------|
| 環境教育に取り組む学校の割合 | 地球温暖化防止に関することなど環境教育に取り組んでいる小学校の割合 ※対象:公立小学校 | 100% | 100% |
| 学校給食における残菜量 | 小学校及び中学校における学校給食1回当たりの残菜量の合計 ※対象:公立小学校及び中学校 | 6.6 kg/回 | 6.0 kg/回 |
| 協働による環境教育に取り組む園の割合 | 環境保全団体や地域と協働で環境教育に取り組んでいる保育園、幼稚園、こども園の割合 ※対象:公立保育園、幼稚園、こども園 | 92.9% | 100% |

変更後(後期計画案)

基本方針 5 環境教育を推進します

| 環境指標 | 指標の内容 | 現状 (2021) (令和3年) | 目標値 (2027) (令和9年) |
|--------------------|--|------------------------|-------------------------|
| 環境教育に取り組む学校の割合 | 地球温暖化防止に関することなど環境教育に取り組んでいる公立小学校の割合 | 100% | 100% |
| 学校給食における残食率 | 公立小中学校における学校給食の残食率 | 2.6% | 2.3% |
| 協働による環境教育に取り組む園の割合 | 環境保全団体や地域と協働で環境教育に取り組んでいる公立保育園、幼稚園、こども園の割合 | 87.0% | 100% |

| 変更前(前期計画) | 変更後(後期計画案) |
|---|--|
| <p data-bbox="152 217 441 248">第5章 計画の推進方法</p> <p data-bbox="174 268 367 300">I 推進体制</p> <p data-bbox="107 316 1111 466">本計画の推進に当たっては、市・市民・事業者の各主体がお互いの役割を理解し、自発的に行動していくことが必要です。また、地域組織や市民活動団体・NPO などとの連携も必要です。さらに、各主体の代表者で組織する環境市民会議や市内の横断的な推進組織、周辺市町・県・国等との連携・協力により、計画の推進を図っていきます。</p> <p data-bbox="107 513 138 545">市</p> <ul data-bbox="107 558 1111 746" style="list-style-type: none"> ・第2次環境基本計画で定めた目標達成に向け、施策の推進を図ります。 ・計画の推進状況について市の取組みを中心に把握し、点検・評価、見直しや取組み結果を公表します。 ・各種施策や事業を実施する際には、環境への配慮を行います。また、市民や事業者の取組みに対する支援等を行います。 <p data-bbox="107 836 264 868">市民・事業者</p> <p data-bbox="107 880 197 912">■市民</p> <p data-bbox="107 919 1111 1027">市民は、市民の取組みを積極的に行うとともに、市の施策や事業に協力します。また、地域組織や市民活動団体等の活動に参加し、市民の自主的・主体的なまちづくりを推進していくことが望まれます。</p> <p data-bbox="107 1040 224 1072">■事業者</p> <p data-bbox="107 1078 1111 1187">事業者は、事業者の取組みを積極的に行うとともに、市の施策や事業に協力します。また、企業の社会的責任(CSR)の考えのもと、積極的に環境保全活動を行い、さらに拡大していくことが望まれます。</p> <p data-bbox="107 1200 434 1232">■地域組織・市民活動団体</p> <p data-bbox="107 1238 1111 1347">地域では、自治会等による美化活動などが活発に行われており、これらの活動が継続されることが望まれます。また、市民活動団体は、主導的な立場で環境保全活動の推進に当たることが期待されます。</p> | <p data-bbox="1182 217 1538 248">第6章 計画の推進方法</p> <p data-bbox="1205 268 1397 300">I 推進体制</p> <p data-bbox="1137 316 2141 386">本計画に掲げる施策を着実に実行するため、市・市民・事業者の各主体がお互いの役割を理解し、以下の推進体制で取り組みます。</p> <p data-bbox="1137 395 2141 466">また、本計画に基づく施策や取組みの実施状況を把握・評価し、今後の取組みに活かしていきます。</p> <p data-bbox="1137 475 1608 507">《「推進体制図：計画案 52 ページ参照》</p> <p data-bbox="1137 517 1191 549">■市</p> <p data-bbox="1137 555 2141 705">市は、「第2次磐田市環境基本計画後期計画」で定めた目標達成に向け、施策の推進を図ります。このため計画の推進状況を把握し、点検・評価、見直しや取組み結果を公表します。また、磐田市環境基本条例に基づく環境市民会議を設置し、環境の保全及び想像に関する事項を調査審議します。</p> <p data-bbox="1137 759 1218 791">■市民</p> <p data-bbox="1137 798 2141 906">市民は、本計画に掲げる「市民・事業者の主な取組み」を積極的に行うとともに、市の施策や事業者の取組みに協力することが望まれます。また、地域組織や市民活動団体等の活動に参加し、自主的・主体的なまちづくりを推進することが期待されます。</p> <p data-bbox="1137 960 1245 992">■事業者</p> <p data-bbox="1137 999 2141 1107">事業者は、本計画に掲げる事業者に求められる取組みや「市民・事業者の主な取組み」を積極的に行うとともに、市の施策や地域組織や市民活動団体等の活動に協力することが望まれます。</p> <p data-bbox="1137 1161 1460 1193">■地域組織・市民活動団体</p> <p data-bbox="1137 1200 2141 1308">地域では、自治会等による美化活動などが活発に行われており、これらの活動が継続されることが望まれます。また、市民活動団体は、主導的な立場で環境保全活動の推進に当たることが期待されます。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>環境市民会議 市は、磐田市環境基本条例に基づき、環境市民会議を設置します。環境市民会議では、環境の保全及び創造に関する事項を調査審議します。なお、環境市民会議は市民や事業者、環境保全団体や学識経験者などの代表者 20 名以内で組織します。</p> <p>周辺市町・県・国 環境問題の解決には、広域的な取組みとともに専門的・技術的な知見が必要となることから、周辺市町や県、国等との連携・協力を努めていきます。 《図⑩「計画の推進体制」》</p> | <p>環境市民会議 市は、「磐田市環境基本条例」に基づき、環境市民会議を設置します。環境市民会議では、環境の保全及び創造に関する事項を調査審議します。なお、環境市民会議は市民や事業者、環境保全団体や学識経験者などの代表者 20 名以内で組織します。</p> <p>周辺市町・県・国 環境問題を解決するためには、広域的な取組みとともに専門的・技術的な知見が必要となることから、周辺市町や県、国等との連携・協力を努めていきます。 《図⑩「計画の推進体制」》</p> |
| <p>2 進行管理</p> <p>計画を着実に推進していくためには、施策や取組みの進捗状況を定期的に把握・評価していく必要があります。</p> <p>計画の推進を図り、効果的な進行管理を行うため、PDCAサイクルによる継続的な改善と推進を図ります。</p> <p>■計画:Plan</p> <p>市は市民や事業者の意見を計画策定や計画見直し時に広く取り入れ、取組みの方針や具体的事業の決定を行います。</p> <p>■実行:Do</p> <p>市は各施策・事業の推進を図ります。また、市、市民、事業者が一体となって計画を推進します。</p> <p>■点検:Check</p> <p>市は目標の達成状況、各施策・事業等の実施状況をとりとめ、年次報告書を作成しホームページなどで公表します。また、環境市民会議において点検・評価し、次年度以降の改善事項等について審議します。</p> <p>■改善:Action</p> <p>環境市民会議における点検・評価等を踏まえ、市は施策・事業計画の見直しを行います。また、計画期間終了時には本計画の成果や課題を踏まえて、計画全体を見直します。</p> | <p>2 進行管理</p> <p>計画の推進を図り、効果的な進行管理を行うため、PDCAサイクルによる継続的な推進を図ります。</p> <p>■計画:Plan</p> <p>市民や事業者の意見を計画の策定や見直しに広く取り入れる中で、取組みの方針や具体的事業の決定を行います。</p> <p>■実行:Do</p> <p>市、市民、事業者が一体となって計画を推進します。</p> <p>■点検:Check</p> <p>施策や事業等の進捗を適切に把握して、年次報告書を作成し公表します。また、環境市民会議においても環境の保全や創造に関する事項を調査審議します。</p> <p>■改善:Action</p> <p>点検の評価等を踏まえ、市は施策・事業計画の見直しを行います。また、本計画の成果や課題を踏まえて、計画全体を見直します。</p> <p>《「計画の進行管理」 図:計画案 53 ページ参照》</p> |